

## 『大和物語』の女性名称 二

——「君」と「御」をめぐって——

新 田 孝 子

### 天皇の乳母について

前項において、「大輔の君」は、保明親王の乳母である（大輔のめのと）のむすめであり、（大輔のめのと）は、源弼女であると推定した。しかし、保明親王の元服に当って恩賞として叙位された乳母の中に、源姓の女性は所見がない。そのことは、右の推定に疑問を抱かせるのに十分であらう。そこで当代の天皇の乳母について、ここで考察しておきたい。

『西宮記』<sup>(1)</sup> 卷十一（皇后養産）に次のやうに所見する。

延長四年六月一日、夜及暁、皇后産男児、村上天皇、内侍奉仕御湯、大君前湯、邦基朝臣妻御乳付、即給女装束、（二の172頁）

村上天皇が誕生した時、「邦基朝臣妻」が「御乳付」をした。大后穩子は、村上天皇を里第においてではなく、

内裏桂芳坊で出産したのである。したがって、「邦基朝臣妻」は、後宮女官の一人であったと見てよいであらう。邦基は、時に五十三歳で、参議、右大弁、兼東宮大夫であった。東宮はすなはち寛明親王、のちの朱雀天皇であり、村上天皇の同母兄に他ならない。

右の「御乳付」は、乳付チツケをすることないし、それを奉仕する女性その人を指すが、乳母とは別である。村上天皇の乳母は何人か知られてゐるが、右の「邦基朝臣妻」が、それらの乳母と重ならないであらうことは、次の憲平親王、のちの冷泉天皇の誕生時のケースを参考とすることで判明するのである。

天曆四年五月二十四日憲平親王が誕生した。憲平親王は、師輔女安子所生の村上天皇皇子であり、まさに坊がねとして生誕したのであった。その誕生の詳細は、外祖父師輔の日記によって知ることができるのだが、ほぼ六十年後、道長女彰子所生の敦成親王が誕生した時、道長が、右の憲平親王の場合を参考にして、生誕の諸儀式を執り行つたらしいことは、推察するに難くないのである。すなはち、道長が、行成をして、師輔の『九曆』や源高明の『西宮記』を書写せしめてゐることが、『権記』に記述されてゐるからに他ならない。

さて、『大日本史料』第一編の九、天曆四年五月二十四日以降に掲出された〔御産部類記〕所収の「九条殿記」から、乳母についての記事を拾ひ出してみよう。

(五月廿四日)喚故中納言平時望卿女子、兼通旧室、先日予被仰此由、令奉仕乳付、時午二点矣、……以故当季朝臣息左(女脱カ)近局、為乳母、此事先日相定了、

少将伊尹之乳母大和奉仕御湯殿、依此女能知此道也、故平中納言室 菅根朝臣女、奉仕御对湯、

(廿五日)以民部大輔橘好古朝臣息女為副乳母、元是奉仕故殿者也、  
(忠平)

八月九日、以左少弁雅量朝臣女五富子、為副乳母、

(廿七日)此夕少納言乳母来、奉見皇子、語云、主上恩言、非專輒可申、天氣感悅、不知所喻、臨婦贈物、女装束一襲、縑二疋、絹四疋、白二赤二、件祿法頗過差、而件命婦其用意勝他人、仍所相加也、

右により、左のことが判る。

乳付 平時望女 兼通旧室

湯殿 「大和」 伊尹の乳母

対湯 菅根女 平時望室

乳母 源当季女左近局

副乳母 橘好古女 忠平侍妾

副乳母 雅量女五富子

さらに、『大日本史料』第一編の十一、応和三年二月二十八日皇太子憲平親王元服の条に掲出の〔東宮冠礼部類記〕に所収の記録により、右の乳母の姓名が判明する。

〔村上御記〕

又令藏人共政奏授平寛子、宣旨、橘等子、源正子、藤原都子、同五福子、已上乳母、並從五位下記 (196頁)

〔延光記(兼通公記カ)〕

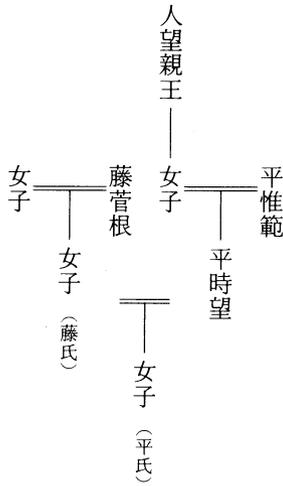
其叙位人、宮宣旨一人、乳母四人、宣旨則故中納言平時望卿女子、乳母又参議好古、故讚岐守藤原子高朝臣、故左近少将源朝臣雅季、故左少弁藤原朝臣雅量等女子、(202頁)

「マ、」

叙従五位下平朝臣寛子、東宮宣旨也、橘朝臣等子、源朝臣忠子。忠子、上ノ村上御記、正子ニ作ル、藤原朝臣都子、同五箇子<sup>簡イ</sup>、五箇子、同上五福子ニ作ル、是乳母、(206頁)

乳付をした平時望女がすなはち東宮の宣旨となり、のちに、乳母に子高女が加はって四人となったことが知られる。乳母四人が、源、橘、藤原の三姓にわたることに注意を払ひたい。乳付を含めれば四姓を網羅してゐるわけである。これは、果して偶然なのであらうか。言ふまでもないが、**女性の姓氏はあくまでも父親のそれに帰一**するもので、母親や夫の姓氏は全く無関係であることを忘れてはならないのである。たとへば、右の例において、乳付をした平時望女が、対湯を奉仕した平時望室の所生であつたと仮定してみると、次のやうな系図ができる。

平時望女仮系図



平時望と菅根女とは夫妻であり、その間にむすめが生まれたといふことになるのだが、母親である菅根女は藤原氏であつて、むすめの平時望女は平氏である、といふことになる。つまり、姓氏は父系にのみかかはるのである。

『大日本史料』第一編の九、天曆四年七月二十三日憲平親王立太子の条に掲出の〔御産部類記〕所収の「九条殿記」に、左のやうに見える。

七月廿三日、戊子、寅剋左右衛門府来、……亥剋初供御膳、以藤原元姫為陪膳、故參議菅根卿女、中納言平時望卿室、(580頁)

すなはち、平時望室である菅根女の姓名は藤原元姫であった。因みに、『後撰集』<sup>(3)</sup>卷二十、哀傷歌に左のやうに所見する。

時望朝臣みまかりて後はてのころ近くなりて人のもとよりいかに思ふらむといひおこせたりければ

時望朝臣妻

別れにしほどをはてともおもほえず恋しきことの限りなければ (368頁)

『公卿補任』<sup>(4)</sup>延長八年に、平時望が五十四歳で任参議と見える。天慶元年三月二十五日に薨逝した。右の「時望朝臣妻」は、菅根元姫であったと見てよいであらう。

時望女の平寛子は典侍となつたやうである。『尊卑分脈』<sup>(5)</sup>(一の53頁)に左のやうに記載されてゐる。

兼通——遠光  
從四下 左京大夫

母典侍寛子

師輔自身が「兼通旧室」と表現したのであるから、平寛子は、兼通と結婚して一子遠光を儲けたあと仲絶えたものであらう。天曆四年以前のことであつたわけである。天曆四年以降に「東宮宣旨」となる。典侍となつたのが何時かは不明である。

二

次に、憲平親王の乳母に定められた女性の出自について、一通り見ておきたいと思ふ。まづ、主乳母とみなされる源当季女「左近局」は、局すなはち曹司を賜る女官であつて、源当季が左近少将であつた時に初出仕したと推察される。『尊卑分脈』(三の38頁)に、

源能有——当季 正五下 右少将〔頭注〕世紀左作

と記載されてゐる。『眞信公記』<sup>(6)</sup>延長二年十一月四日の条に、「春日祭使中宮使輔国朝臣・馬寮当季朝臣・家走馬乗人等淀云々」(92頁)と見える。また、『吏部王記』<sup>(7)</sup>天慶元年正月十六日の条に

十六日、不出御、施簾云々、内弁右大臣恒佐起座、令近臣左少将当季奏後参親王・公卿云々(89頁)

と所見する。また、『本朝世紀』<sup>(8)</sup>天慶元年九月三日の条に、

九月三日丁未。天陰。……藏人右少弁源相職朝臣依叔父故左近少将源当季朝臣喪。七月廿七日卒。着輕服。仍從今月朔日。不参禁中。(12頁)

と所見する。源当季は、文徳源氏能有の季子で、左少将が極官であつたわけである。当季女は、おそらく当季没日の天慶元年七月廿七日以前に初出仕して、「左近局」となつたのであらう。姓名は正子もしくは忠子である。前掲「東宮冠礼部類記」中の「延光記」に、「故左近少将源朝臣雅季」と表記されてゐるのは、「当季」<sup>マキスエ</sup>と呼称することを意味してゐよう。

因みに、源当季の逝去後に、その室は、清和源氏長猷の男前出羽介源嘉生と結婚した。また、長門守橘奉胤が

源当季女を室としてゐたことが知られるのだが、それが乳母の源正子と重なる女性であるかどうかは不明である。すなはち、『本朝世紀』天慶五年閏三月に次のやうに見える。

八日辛卯。天晴。……………今月六日。故左近少将源当季朝臣宅死董。……………嘉生朝臣為寄宿彼宅之人。嘉生朝臣娶故当季朝臣妻也。(83頁)

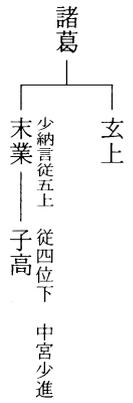
九日壬辰。天晴。……………況長門守橋奉胤朝臣。已与嘉生朝臣同宿之人也。奉胤。是故当季之聶也。(84頁)

『大日本史料』第一編の九、天曆四年八月五日の条の〔御産部類記〕所収の「九条殿記」に、

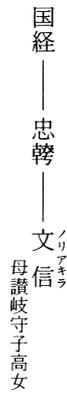
八月五日、庚子、晴、此日儲宮降誕之後当日、……………以乳母橋等子民部、為陪膳、女藏人伝供之、陪膳及藏人皆理髮、(599頁)

と所見する。副乳母に選ばれた橋好古女は、「民部」と呼ばれる女官であつて、姓名は橋等子である。『公卿補任』天徳二年に、橋好古は六十六歳で任参議と見える。天曆四年正月卅日に民部大輔に任じ、同五年正月卅日に左中弁となつた。民部大輔であつたのは僅か一年である。橋等子は、まさにその時点で副乳母に定められて、「民部」と呼ばれたわけである。「九条殿記」に、「元是奉仕故殿者也」と表現されたのは、どのやうな意味であるか詳らかではないが、後宮女官となつたのは、右の天曆四年の副乳母となつた時が初出仕であつたものだらう。

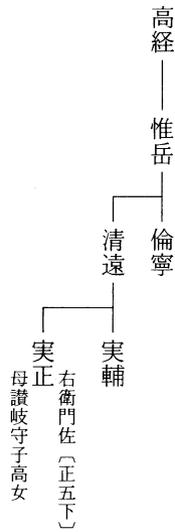
「尊卑分脈」(二の477頁)に



『尊卑分脈』(二の152頁)に



『尊卑分脈』(一の41頁)に



と所見するが、「子高女」については詳らかでない。

『尊卑分脈』(二の525頁)に



と所見するが、「雅量女」については詳らかでない。

『大日本史料』第一編の七、承平七年九月九日の条に掲出の〔類聚符宣抄〕に

阿波守従五位下藤原朝臣雅量

右大臣宣、奉勅、今月九日召名、脱落朝臣字、宜刊正之間、且請印彼任符者、

承平七年九月十七日 少外記三統公忠奉（138頁）

と見える。

以上のやうに、憲平親王については、東宮の宣旨の平寛子、乳母の源正子、橘等子、藤原都子、藤原五富子が知られてゐる。平寛子は、天曆四年に乳付を奉仕した時、すでに「故中納言平時望卿女子」と表現されてゐた。また、橘等子を除く三人は、応和三年に「故——女子」と呼ばれてゐる。つまり、その時点で父親がすべて逝去してゐた。それゆゑに、橘等子の父好古が天徳二年に参議に列せられたことを、むすめの等子が皇太子の乳母となつたことと関係があるとみなしてよいのかどうか、必ずしも明白ではない。藤原都子、藤原五富子の父達ものちに参議に列せられたといふのであれば、むすめが乳母になつた榮譽が、その父に反映すると見ることも可能であらうし、逆に、乳母の出自を探る時、参議のむすめの中に候補者を絞ることも可能となるであらうと思はれる。

### 三

先掲の憲平親王生誕の五月廿七日の記事に「此夕少納言乳母来」と記述されてゐるのは、村上天皇の使者となつた乳母の命婦の少納言である。『拾遺集』卷六、別に「御乳母少納言」と記名されてゐる女性と同一人と見てよい。師輔が過差と思はれる被物をしたのは、彼女が憲平親王を皇太子に立てたいやうな村上天皇の意向を師輔との私語において伝へたからであるらしい。先掲の「九条殿記」の天曆四年六月十日の条に、

皇子降誕之後、第四夜、少納言乳母來着、談説之次日、天皇聞食皇子降誕之由、歎悦之氣尤深、即仰云、數年之願、已以円満、尋勸先例、誕育之後三四月間、有立儲式之例者云々、其時答云、事之速者、還有所畏、縱非今年、何有其恨云々、此事者言談之次、私所語彼命婦也、若命婦以此事漏奏欤、左右進退、只可順叡慮者也云々、

と所見する。師輔が喜んだのも無理はない。「少納言乳母」が村上天皇の御乳母の中でも格が高いことは明らかであらう。憲平親王の場合の源当季女「左近局」と同断であらうか。また、次第に政權を掌握して行った師輔の引き立てを受けるところ大なるものがあつたであらう。但し、「少納言乳母」がかりに東宮の宣旨であつたとすれば、さう明言されたであらうから、村上天皇の場合における東宮の宣旨ではなかつたと見てよいと思ふ。

『西宮記』卷八（裏書）に

康保三、天皇御乳母下出羽国、給酒肴御衣、或有倭哥、（90頁）

と所見する。『拾遺集』卷六、別に、

天曆の御時御めのと肥前が出羽の国に下り侍りけるに餞たまひけるに藤壺より装束賜ひけるにそへられたりける  
 読入しらず

行くひとをとよめがたみのから衣たつより袖の露けかるらむ

同じ御めのとの餞に殿上のをのこども女房などわかれ惜しみ侍りけるに

御乳母少納言

をしむともかたしやわかれ心なる涙をだにもえやほととむる

と見える。普通に考へれば、村上天皇の治世に、「天皇御乳母下出羽国」の例がさう何度もあるとは考へ難い。つ

まり、『拾遺集』別に、「天曆の御時御めのと肥前が出羽の国に下り侍りける」とあるのは、『西宮記』巻八に見える康保三年のことであるといふことにならう。同時に、「肥前」といふ国名を冠した女房名で呼ばれる村上天皇の御乳母が存在したといふことにならう。村上天皇生誕の延長四年から康保三年までは四十一年に及ぶので、時に、「御めのと肥前」は、六十歳前後であったことになる。夫が出羽守に任官したか、または子息が出羽守になったといふ事情が想像される。

『西宮記』巻十一（天皇移新殿）に

天徳四年十一月四日、庚子、遷冷泉院、御輿留西門神祇官奉御麻、入御自西門、陰陽頭具瞻前行、次童女四人、一人執脂燭、一人執椀水、二人牽黄牛各一頭、兩々相並在輿前、当左右大将之前立行、此元慶遷御内裏之時例也、牛是左大

臣家所獻、侍女等予仰御匣殿別当典侍灌子、掌侍鮮木子、乳母和子等所貢、云々、（二の153頁）

と所見する。右は、村上天皇の御乳母の一人が「和子」といふ名前であることを示してゐる。姓氏を省略するのは藤原氏と見られるケースが普通だが、「御匣殿別当典侍灌子」は藤原氏でも、「掌侍鮮木子」は橘氏なので、ここでは、「和子」の姓氏は不明としなければならない。

『西宮記』巻十四（裏書）に

（応和三年）閏十二月廿七日、令延光朝臣仰右大将藤原朝臣、藤原和子可聴禁色宣旨、（252頁）

と所見する。右の「藤原和子」がかりに「乳母和子」と同一女性であるとしてよいならば、「和子」は藤原氏であったことにならう。「和子」はありふれた名前であるから別人の可能性も大きいのだが、禁色を聴されたところに、乳母であった公算の大なるものがあるからである。

『貞信公記』天慶元年十一月廿日、天曆元年十一月卅日の条に、次のやうに見える。

廿日、尚侍参北陣外、令奏慶賀、使掌侍平子(橋)、令賜綾細長御衣一重、納蒔絵篋、有褰、又唐綾十疋、以羅褰付五葉二枚、尚侍(女)如装束一襲送使掌侍、中宮給薰香調度、(179頁)

卅日、庚辰、八十嶋祭使之掌侍平子・藏人公輔也、(250頁)

天曆元年十一月卅日の八十嶋祭使は掌侍橋平子と藏人左衛門尉橋公輔(『日本紀略』同月廿八日の条)であった。『新訂官職要解』<sup>(10)</sup>に、「この使は、天皇の御乳母で、内侍の役を勤めているものがする例であった。」(196頁)と見える。掌侍橋平子は天皇の乳母であったと見られる余地があらう。『西宮記』卷二(女官除目)に、

応和元年八月廿日、……掌侍橋平子為典侍、(58頁)

とあり、のち典侍となったことが知られる。

『日本紀略』安和二年五月廿一日の条に

廿一日丁酉。癸遣八十嶋祭使藏人右衛門尉雅中。典侍都子等。(111頁)

と所見する。冷泉天皇の大嘗会の翌年の八十嶋祭使は「典侍都子」であった。これを、憲平親王の御乳母子高女都子の後身であるとして差支へない。御乳母都子のはち典侍となったわけである。しかも、八十嶋祭使を天皇の御乳母である内侍が務めるといふ原則に沿うてゐることが知られよう。

#### 四

朱雀天皇の御乳母とみなし得る女性を次に挙げてみよう。まづ、『西宮記』卷十四(裏書)に

九記云、承平八年正月廿二日、於常寧殿有内宴云々、此日陪膳乳母命婦橘光子、被聽禁色女官禁色宣旨、不

必仰有司、只其人承仰欵、(二の252頁)

と所見する。右の「乳母命婦橘光子」は、『本朝世紀』天慶五年五月四日の条に、

(五月) 四日丁亥。天陰雨降。……其穢左近衛府中将曹司西門北腋。月来橘光子命婦寄居。件光子者今上乳母。  
(99頁)

と所見する。天慶五年に「今上乳母」と言はれるからには、朱雀天皇の御乳母であることは疑ふ余地がない。

『貞信公記』承平二年正月廿一日の条に、

廿一日、兼明朝臣・後連<sup>(後)</sup>・<sup>(滋野幸子)</sup>・滋野幸子等禁色・雑袍宣旨仰下、(152頁)

『吏部王記』承平三年六月廿五日の条に、

廿五日、公家於難波修八十嶋解除、典侍滋野朝臣・藏人修理亮源中明也、(68頁)

と所見する。「滋野幸子」が禁色を聴されたことと、「典侍滋野朝臣」が承平三年すなはち、朱雀天皇の大嘗会の翌年の八十嶋祭使となったことは、滋野幸子が朱雀天皇の御乳母であった事情を窺はせるのに十分であらう。

前掲の橘光子が朱雀天皇の御乳母であって禁色を聴されたこと、また、橘平子が村上天皇の大嘗会の翌年の八十嶋祭使に選ばれたことの二つの事情に通ふものがあらう。但し、村上天皇の場合における八十嶋祭使は、初めに、滋野幸子が定められて発遣されたのであったが、内裏に触穢が生じたため急に停止になってしまひ、改めて橘平子が発遣されたものであったから、その限りにおいては、むしろ橘平子を村上天皇の御乳母であったと見ることには一抹の不安があるかも知れない。

さうだとすれば、初めに八十嶋祭使に定められた滋野幸子は、村上天皇の御乳母でもあったといふことになるのだが、村上天皇は、朱雀天皇の三歳下の同母弟であったといふことを想起するならば、必ずしもあり得ないこ

とではないと思はれる。

『拾遺集』卷十八、雑賀に左のやうにある。

よひに久しうおほとのごもらで仰せられける

天曆御製

さ夜ふけて今はねぶたくなりけり

御前にさぶらひて奏しける

しげのの内侍

夢にあふべき人や待つらむ

右の「しげのの内侍」は、滋野幸子である。彼女が、村上天皇の極めて親昵な存在であった事情を浮彫りにしてゐるが、御乳母であるかどうかは判らない。

一方、滋野幸子が、紛れもなく、朱雀天皇の御乳母であったことを指掌するのは、『公忠集』<sup>(11)</sup>である。

朱雀院の御かどのわらにはにおはしましける時膝の上に御手づから梅の花をかうぶりに挿させ給ひてかしらもたげざらむさきに歌よめと仰せられければおきあがるまゝに

百敷の梅の花笠さす時は天の下こそうしろやすけれ

右は、源公忠が、幼少時の朱雀天皇を、あたかも父親の如く輔育してゐる事情を物語つてゐよう。源公忠は、「滋野(井)」(『尊卑分脈』三の弘貞)を号としてゐた。「滋野井」<sup>(12)</sup>は、『拾芥抄』中「諸名所部第二十」によれば、滋野貞主の所領する第宅であつた。

滋野井

中御門北西御院西  
滋野貞主闕家

源公忠は、滋野井第を領有する女性、つまり、滋野姓の女子へ通婚してゐたのである。滋野氏の系図が管見に入らないので、滋野幸子が、貞主とどのやうな系統にあるかは明らかでない。しかし、左大弁源公忠が「滋野井

弁」と呼ばれたこと、幼年の朱雀天皇を膝下に育成してゐたこと、滋野幸子が、御乳母であったこと、これらのことを併せ考へるならば、源公忠が、いはゆる〈乳母の夫〉<sup>めのと</sup>に他ならなかつたであらうことは、火を見るより明らかであらう。なほ、これについては朱雀後宮篇に詳述するが、この源公忠の子孫には、代々天皇の乳母をつまとする人物が多く現れてゐる。といふよりは、むしろ、意識して、〈乳母の夫〉の家系を形成したと言へるかも知れない。もとより、それは、天皇の乳母といふものを、どのやうな家柄から選ぶかといふ撰関家の方針と表裏をなすものに他ならなかつた。

『後撰集』巻十六、雑歌二に

院のみかど内におはしましし時、人々に扇てうせさせ給ひける奉るとて

小弐のめのと

ふき出づるねどころ高きこゆなり初秋風はいざ手ならさじ  
と所見する。「院のみかど」は朱雀上皇を指す。「少弐のめのと」は朱雀天皇の御乳母とみなされる余地がある。

『吏部王記』天曆六年四月十五日、廿七日の条に次のやうに所見する。

十五日、夜太上天皇遷御仁和本院、康子内親王御願也、

廿七日、太政皇御乳母加賀命婦造送云、院御惱弥重、諸人申遷宮可宜之由、去月一日參二条院、依〔御〕物

忌立西門外案内之、去廿七日八九日御惱危急、卅日晚以後頗平復云々……（167頁）

右の「太上天皇」は朱雀天皇であるが、その御乳母「加賀の命婦」は、朱雀上皇に現在もつき従つてゐると見

受けられる。朱雀上皇は「二条院」から、「仁和本院」<sup>(寺)</sup>に遷御してそこで危篤に陥ったので、手当てが行き届かない虞れがあり、「二条院」へ移御せしめたいといふことを、「加賀の命婦」が内裏へ通報して来たわけである。さうすると、朱雀天皇の「御乳母加賀命婦」は、朱雀天皇が譲位した時に、後院へ従って行き、内裏を退出したと見てよいのではあるまいか。

先に見た滋野幸子は、承平三年の八十嶋祭使となつてゐるところから、朱雀天皇の御乳母であつたと見られるのだが、朱雀天皇の譲位後も、後宮女官として侍仕してゐたであらうことは、天曆元年の八十嶋祭使にも定められてゐることで明らかである。もとより、典侍といふ要職にある女官であつたから、それが当然であつたらう。

一方、「御乳母加賀命婦」は、命婦であつて、典侍とは比較にならない地位である上に、国名を冠した呼称であるといふことは、そもそも受領階級の出自であつたかとも思はせる。讓位とともに、内裏を離れたと見られよう。

この「加賀の命婦」のあり方を見ると、『後撰集』雑歌二に見える「少弐のめのと」の「院のみかど内におはしましし時」といふ表現は、「少弐のめのと」が内裏を出て、後院につき従つて行つた身の上である事情を物語るものとみなされよう。

『古今著聞集』<sup>(13)</sup>卷六、管絃歌舞第七に次のやうに見えてゐる。

天曆七年十月庚申の御遊の事

同七年十月十三日、内裏にて庚申の御あそびありけり。女藏人菊花のひわり子をたてまつる。大納言高明卿・伊與守雅信朝臣御前に候。楽所の輩は御壺にぞ候ける。大納言琵琶を弾じ、朱雀院のめのと備前命婦、簾中にて琴を弾じけり。むかしは、かやうの御遊つねの事なりけり。面白かりける事かな。(200頁)

右によれば、「朱雀院のめのと備前命婦」が、天曆七年に内裏にあったことが知られる。朱雀上皇はその前年八月十五日に崩御してゐる。「朱雀院のめのと備前命婦」が上皇につき従つて後院にあつたとしても、崩御ののちは、ふたたび内裏後宮勤めに戻つたと考へることができよう。また、『公卿補任』天曆七年によれば、源高明が九月廿五日に任大納言であり、源雅信が「伊與權守」であることは確實であつて、右の『古今著聞集』の伝承は信憑性に富むと言つてよい。さうすると、おのづから、朱雀上皇に「備前の命婦」と指呼される御乳母のあつたこともまた、ほほ確かであるとみなされよう。

『西宮記』卷二（女官除目）に

応和元年八月廿日、定女官除目、惣所十人之中、掌侍橋平子為典侍、以權掌侍從五位下橋恭子、大江慶子等、

並為權掌侍、慶子奉故太上天皇旁也、自余具除目之、（58頁）

と所見する。「以權掌侍從五位下橋恭子、大江慶子等、並為權掌侍」は、「並為掌侍」の誤伝であらうか。

一方、『大日本史料』第一編の十一、応和三年二月廿八日皇太子元服の条に掲出の〔東宮冠礼部類記〕所収の「村上御記」に、

応和三年二月廿八日、辛亥、……給太子、權掌侍慶子及女藏人三人出、取置物机上頭調度、（194頁）……

次權掌侍恭子臨東檻、喚近衛次將、（195頁）

と所見する。これに従へば、「以權掌侍從五位下」の方が誤りで、「並為權掌侍」の方が正伝のやうにも思はれる。いづれにするも、大江慶子が、「故太上天皇」に奉勞の功績により、權掌侍なり掌侍なりに任じられたとするならば、朱雀天皇の後院における侍仕者とみなしてよいのではないか。「加賀の命婦」と同様に、朱雀上皇につき従つ

姓氏不明乳母 B	姓氏不明乳母 A	乳母	乳付	内侍	東宮の藏人	東宮の宣旨		
		源正子 (忠) 橘等子 藤原都子 藤原五富子 (福) (簡)	平寛子			平寛子	姓名	憲平親王
		当季女 好古女 子高女 雅景女	時望女			時望女	父	
大輔のめのと		源弼女 藤原精子 良岑養父子		良岑養父子④	橘豊子③ (命婦) 藤原邦子 (掌侍)	滋野直子① 在原方子②	保明親王	
少弐のめのと	加賀の命婦 備前の命婦	橘光子 滋野幸子		大江慶子 滋野幸子			朱雀天皇	
少納言のめのと	肥前(の命婦)	橘平子 藤原和子	[邦基室] 橘平子				村上天皇	

た御乳母であった可能性がないわけではない。

因みに、この時、掌侍から典侍となった橘平子については、『西宮記』巻十一（裏書）に左のやうに見える。

応和元年十一—四—御記云、云々、……………又令賜内親王、乳母各三人賜襖子各一領中宮典侍平子朝臣以下掌侍命婦藏人等（175頁）

橘平子は、中宮の内侍であったのだらう。師輔女安子が皇后に冊立されたのは、天徳二年十月廿七日（日本紀略）であった。橘平子は、この時掌侍として、安子の「中宮内侍」となり、応和元年八月廿日の女官除目において、典侍に昇任したわけである。

以上述べたところを整理してみると、前掲の表の如くである。憲平親王のケースを基本として、役割と姓氏によつて分けてゐる。乳母とみなし得る余地のあるものを一応すべて掲げてあるが、さらに検討を加へる必要があることは言ふまでもない。

本文に触れなかつた前掲の表の「東宮の宣旨」、「東宮の藏人」等の資料を揭示しよう。

①『西宮記』巻十二（傍親旧臣薨卒）に

延喜十五正廿、典侍有子卒、贈從三位、東宮宣旨、（二の204頁）

②『西宮記』巻十一（裏書）に

延喜殿上記云、申一剋、右大臣射殿、……………又春宮宣旨從五位下在原朝臣方子、叙從五位上、乳母藤原朝臣精子、良岑朝臣養父子等、從五位下、（二の178頁）

③同卷十一（裏書）に

延喜殿上記云、藏人命婦橘豊子、……………藤原邦子……………（二の178頁）

同卷八（被物）に

女依慶賀参内例事

延長二三十一年、幸中六条、……掌侍邦子伝奏、給白褂二重、……（二の62頁）

④『大日本史料』第一編の八、天慶九年四月廿八日の村上天皇の即位の条に掲出の〔即位部類記〕中の「九条殿御日記」に已一刻令召内侍、而掌侍養父子一人参上、他内侍不参、問其故、申云、依理髪遅参、未能上髪者、以乳母一人為内侍代、（638頁）

と所見してゐる。特異な名称であるから、「掌侍養父子」を、良岑養父子と見てよいであらう。

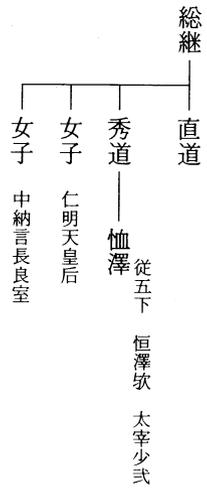
## 五

前掲の表において、まづ、保明親王の場合は、良岑養父子を、憲平親王、朱雀天皇、村上天皇の乳母における橘氏の女子と同様の立場にあるとみなすことができるであらう。藤原精子が誰のむすめであるかは明らかでないが、〈大輔のめのと〉を源弼女であると考え、かなり蓋然性の高い推定であると言へよう。

東宮の宣旨は、初め典侍滋野直子であったが、彼女が延喜十五年正月廿日に薨逝したので、替って、在原方子が就任したとみなされる。延喜十六年十月廿二日の保明親王元服の恩賞の叙位を受けた時の東宮の宣旨は在原方子であったからである。滋野直子は薨時七十九歳と知られてゐるので、東宮の宣旨に就任した時はすでに六十八歳であつたはずである。したがって、東宮の宣旨は、典侍としての職掌のうちに入るもので、乳母の役割とは関係がないといふことになるであらう。

滋野直子を、保明親王におけるそれではなく、たとへば、醍醐天皇の場合における東宮の宣旨であつたと見る





## 『西宮記』卷八（裏書）に

延喜五年四月十日、左大臣令奏陰陽寮勘申齋院御禊日云々、……此度事大於例禊、何無次第使問例、前少弐恒澤申云、（79頁）

と所見する。恒澤は延喜五年には「前少弐」であった。かりに恒澤のむすめが延喜初年に初出仕して、「少弐の——」と呼称され、延長元年に御乳母となつてゐたとすれば、初出仕時の年齢を十歳ぐらゐと想定しなければならぬであらう。御乳母の年齢を何歳ぐらゐと見るべきかは難しいところだが、三十歳を超えるとするのは如何かと思はれるからである。

『公卿補任』延長五年に、橘公頼が五十一歳で任参議と見える。延喜六年九月十七日に太宰少弐に任じ、同十二年正月十五日に権右少弁となつてゐるから、かりに橘公頼のむすめがその間に初出仕したものと仮定すれば、「少弐の——」と呼称されることになるだらう。さうすると、「少弐のめのと」が橘公頼のむすめであつた場合、橘光子と、「少弐のめのと」の二人が橘氏である、橘氏の乳母が二人ゐたと考へるよりは、橘光子が「少弐のめのと」と重なる存在であると考へる方が、より妥当であらうと思はれる。但し、「少弐のめのと」が橘氏でなく、藤原氏である公算も大であるから——「加賀の命婦」が平篤行のむすめであるとしたならば——、必ずしも断定はでき

ない。

また、橋氏で、延喜十三年に五十三歳で任参議の澄清は、延喜十年五月廿九日に太宰大貳に任じてゐる。橋氏で、延喜十九年に五十六歳で任参議の良殖について、『尊卑分脈』（二の尙頁）に、そのむすめの一人が、「恵子」といふ名前であったことが記載されてゐる。

道明——尹文——永保

母参議宮内卿橋善殖女恵子

イ良 イ子

「良殖女恵子」は、彼女が単なる「家の女」ではなく、後宮女官であったことを指掌する所伝であるに相違ない。当時は、女子で名前まで判明して系図に記載されるケースは、后妃や高級女官の他はほとんどあり得なかつたからである。つまり、橋公頼の他にも、むすめを後宮女官となし得るやうな人物が、澄清や良殖など存在したのであり、橋光子が公頼のむすめであると断じることとはできない。

ところで、先に、朱雀天皇の御乳母に、「備前の命婦」と呼称される女性のあつたことを見た。橋光子が「少貳のめのと」であつたとすれば、橋公頼のむすめと考へ得る可能性については前述の通りであるが、これを、「備前の命婦」であつたのではないかと見ることもできるのである。

橋良殖について、『公卿補任』延喜十九年五十六歳で任参議と見える尻付に、「延喜十五年正月十二日備前守、同十七年十一月十七日従四位上。」と見えてゐる。また、『公卿補任』延喜二十年に、「宮内卿。正月卅兼美乃権守。二月廿八日卒（在官二年）」とある。橋良殖は、延喜十五年から二十年まで備前守であつた。かりに、良殖のむすめが、この間に後宮女官となつたとすれば、「備前の——」と呼称されたであらうことは疑ひないのである。かり

に、橋光子が良殖のむすめであったとすれば、「備前の命婦」であったと考へてよいであらう。

『尊卑分脈』(二の42頁)に左のやうに記載されてゐる。

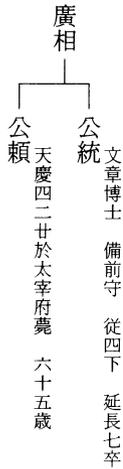
元方——陳忠

母参議従四上橋良殖女

元方は、『公卿補任』天慶二年に五十二歳で任参議と見える。延長元年には三十六歳であったから、その室家である「陳忠母」の橋良殖女を、時に、二十歳——三十歳とみなすことができよう。

また、前掲の「橋良殖女恵子」の夫尹文の年齢は不明であるが、その室家である「橋良殖女恵子」を、〈陳忠母〉の橋良殖女の姉妹として、さう遠くない年齢に想定することはあながち不当ではあるまい。つまり、橋良殖のむすめは、延長元年生誕の朱雀天皇の御乳母であった「備前の命婦」の候補者として、かなり有力な存在である。

また、橋公頼の兄弟に公統がある。『尊卑分脈』(四の50頁)に、左のやうに記載されてゐる。



『日本紀略』<sup>(45)</sup>延長三年五月八日の条に次のやうに所見する。

八日己亥。伊予権守橋公統講史記於北堂。(26頁)

橋公統は、延長三年には伊予権守であった。『大日本史料』第一編の五、承平七年十二月十一日の条に掲出の「類

〔聚符宣抄〕に、承平五年八月廿五日の年記を有する大江維時の文章があり、その文中に、「故備前守橘公統」と所見する。橘公統が備前守であったのは、延長三年五月以降、同七年七月までのことであつたと判る。この間に、そのむすめが後宮女官として初出仕したとすれば、「備前の——」と指呼されるに相違ない。

但し、言ふまでもなく、橘公統のむすめが「備前の命婦」であつたとすれば、それは少なくとも、延長三年五月以降に初出仕したことを表す呼称であらうから、朱雀天皇の御乳母ではなかつたといふことになる。単なる可能性としては、延長四年生誕の村上天皇の御乳母であつたとか、または、朱雀天皇の後腹の皇女、昌子内親王の乳母であつたといふことになるであらう。

『尊卑分脈』(四の41頁)に次のやうに記載されてゐる。

是忠親王——興我王——篤行  
古今作者 加賀守 大宰大貳

『古今和歌集目錄』によれば、「延喜八年正月叙ニ從五位上。給国十二日任ニ加賀守。二月廿三日遷ニ筑前守。九年九月廿九日兼ニ小貳。十年正月卒。」とある。右の「兼ニ小貳」は、「兼ニ大貳」の誤伝であらうか。『公卿補任』によれば、在原友子について左のやうに見える。

延喜七年正月十三日兼大宰大貳。止修理大夫。五月一日改任權帥。

延喜八年 大宰權帥

延喜九年 大宰權帥

延喜十年 大宰權帥 四月廿日卒

因みに、太宰帥は敦固親王であった。「帥」と「大式」は一人づつと見ることができるので、延喜九年には平篤行が「兼大式」となる可能性はある。但し、「帥」を「大式」と同義に用ゐる場合もあり、その場合は、延喜九年には、在原友子が大式であったことになる。

『公卿補任』延喜十三年に、橘澄清が五十三歳で任参議と見え、尻付に、延喜十年五月廿九日太宰大式とある。平篤行が延喜十年正月に逝去してゐることを想起すれば、大式であった平篤行の逝去のあとを承けて、橘澄清が大式となったと見てよいから、平篤行はやはり少式でなく、大式であったと推測される。

延喜八年に加賀守に任じ、同九年に兼少式（大）となった平篤行のむすめが後宮女官となった場合、彼女は、「加賀の——」ないしは、「少式（大）の——」と呼ばれ得るだらう。是忠親王から続くといふ世系は、宇多——醍醐——朱雀といふ皇統の乳母の家柄として十分の資格を持つ。延喜八年に十余歳であった平篤行のむすめは、延長元年には二十七、八歳になるであらうから、乳母にふさはしい年齢であらう。平篤行のむすめは、「加賀の命婦」の候補者として、極めて有力な存在である。

次に村上天皇の乳母について、村上天皇の生誕した延長四年以前に少納言となり、そのむすめが後宮女官となり得るやうな人物としては、今扶王、平安典（興）、紀淑光、平惟（伊）扶、俊房等が見出される。

今扶王は『尊卑分脈』（三の34頁）に次のやうに記載されてゐる。

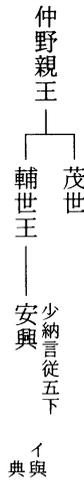
是忠親王——今扶王（從四下）  
イ令扶王  
今枝王

『西宮記』卷八（裏書）に

清涼記云昌泰二年九月八日己亥、降雨、齋王參伊勢、仍廢務、……勅召舍人、々々唯、予置版二枚殿東南庭、中務丞一人、率舍人五人、候昭訓門口階下、依雨有上宣、令候殿東砌下一許丈、即少納言令扶王、代越<sup>(棧)</sup>自軒廊上、昇殿北面跪、勅曰、云々、(82頁)

と所見するので、今扶王は昌泰二年に少納言であったことが判る。

『尊卑分脈』(四の2頁)に



と記載されてゐる。

『西宮記』卷十二(太上天皇賀事)に、

延喜十六年三月七日、辛酉、天皇依法皇御賀事、幸朱雀院、……八日、賞院司等事、昨依院固辞不被賞也、

正三位源昇大納言、從四位上菅原宗岳、正五位下平安興少納言、橘公頼右少弁、藤原季繩右衛門佐、從五位下藤

原直法判官代、基茂、橘懷樹、藤原護由、(192頁)

と所見する。平安興は延喜十六年に少納言であった。同じく『西宮記』卷十一(皇太子元服)には、

延喜外記々云、大臣令資詔書旧案於大内記三統理平、……此間少監物和氣雅文入自日華門納鑰退出、少納

言平朝臣安典令資印鑑於少主鈴長岑利用、……(161頁)

と所見してゐる。同じく、延喜十六年のことである。

『尊卑分脈』（四の204、222頁）に、左のやうに記載されてゐる。

中納言從三  
長谷雄——淑光

天慶二九二卒 六十五歳

『公卿補任』承平四年に、紀淑光が六十六歳で任參議と見える。天慶二年九月十一日に七十一歳で薨逝した。延喜十三年正月二十八日に少納言に任じ、同十九年正月二十八日右少弁に任じるまで六年間少納言であつた。時に、四十五歳——五十一歳である。『西宮記』卷八（裏書）に

清涼記云（延喜）十八二廿六、参入於六条院云々、了召王卿給酒、……王卿等戴大笠、戌四刻至宮、少納言淑光、於承明門壇上奏鈴、（86頁）

と所見してゐる。

『日本紀略』延喜廿一年十月廿七日の条に

廿七日己卯。勅諭故贈大僧正空海。曰弘法大師。依權大僧都觀賢上奏也。令賈勅書於少納言平惟扶。發遣于紀伊国金剛峯寺。（24頁）

と所見する。『吏部王記』延長四年十一月十五日の条に、

十五日、新嘗祭、……此時少納言伊扶因勸坏著座、見後別座、左右随勝行酒、（18頁）

『吏部王記』延長五年二月十日の条に、

十日、大原野祭、右近将監源俊当使、而内俄有穢、六衛官人皆触、仍差右馬允平惟副、使近衛等装束及帰

禄、皆用俊所儲云々、(20頁)

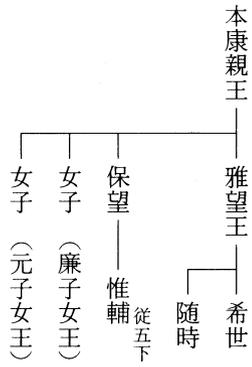
同書延長六年十月一日の条に

一日、上出御、陽成院三親王引群臣参昇、以前事不知、次左近少将俣杖引<sup>〔伊扶〕</sup>出居侍従、入日華門昇殿著座、少将

候気色、(24頁)

と所見する。

平惟扶は少なくとも延喜廿一年から延長四年まで少納言であり、延長六年以前に左近少将となつてゐることが判る。但し、『尊卑分脈』に、平惟(伊)扶を探し出すことができない。『尊卑分脈』(三の27頁)に



と記載されてゐる。「扶」と「輔」とは訓は「たすく」、音は「ホ」で共通する。惟輔と惟扶とは同一人であらう。因みに、『貞信公記』延長三年三月廿四日の条に

廿四日、昨夕所作宣命頗有所加、又学生橘保扶可<sup>、</sup>預省試之<sup>、</sup>宣旨、(98頁)

と所見するが、『尊卑分脈』(四の50頁)に次のやうに記載されてゐる。

橘公統——保輔

「扶」と「輔」は互換性があったと思はれる。

『貞信公記』承平元年三月卅日の条に

卅日、大輔来、又奉宣旨、一分召、内豎官人代給<sup>(平)</sup>惟扶、酒頭預給明子掌侍、神泉預給民部卿、惟扶朝臣所伝也、即預等宣旨仰惟扶朝臣、(140頁)

同書承平二年十一月四日の条に

四日、以<sup>(平)</sup>惟扶朝臣為装束司、以平時常・藤原有茂、為藏人所雑色、(161頁)

同書天慶元年十二月十八日の条に

中使信明来云、去十日夜殿上侍臣之中、五位以上一人不候事可勘者、当番無故障不参入<sup>(平)</sup>惟扶・好古等<sup>(小野)</sup>可勘責之状奏聞、(180頁)

同書天慶二年八月十七日の条に

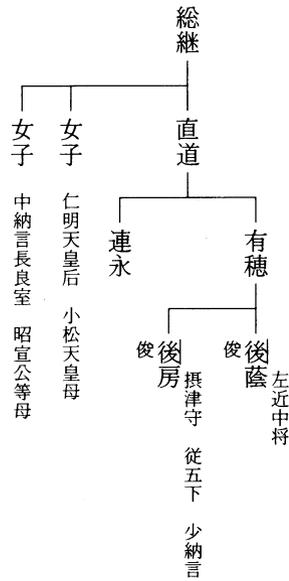
往白河家、餞陸奥守<sup>(平)</sup>惟扶朝臣、聊有管絃之興、又賜祿有差、(192頁)

同書天慶二年九月廿九日の条に

廿九日、八月廿二日令公忠宿称仰<sup>云</sup>実利公、惟扶朝臣在宇治、須向彼宅、受習庭立奏、必奉仕十月朔日云々、(193頁)

と所見する。平惟扶が陸奥守に任官して出立する時、忠平が「白河家」においてその餞別の宴を設けてゐるのは、平惟扶と忠平との契縁の浅からぬものを思はせるのであるが、その理由は詳らかでない。「白河家」とは、白河が良房の号であることから、染殿第を指すと見ておきたい。私見によれば、忠平と源能有女昭子との婚姻の場が染殿第であったと考へられるのである。

『尊卑分脈』(二の356、357頁)に、次のやうに記載されてゐる。



『大日本史料』第一編の五、延長元年七月廿二日の条に掲出の〔華頂要略〕に

第十二女鑿和尚 延長元年癸未七月廿二日任座主、年六十三、藤四十四、宣命勅使少納言藤原俊房、同廿三日

来、(489頁)

と所見する。

『吏部王記』延長三年十一月十四日の条に

十四日、新嘗祭、雨降、上不幸中院、是夜、小忌参議治部卿・左少弁元方・少納言俊房・内膳正忠茂王・左馬頭齊明・左衛門佐有正座定、(10頁)

と所見する。また、同書延長八年正月八日の条に次のやうに見えてゐる。

八日、有行幸、上常服御輿、少納言俊房自日華門下進奏鈴、因鈴在宜陽殿款、云々、(36頁)

右により、俊房は少なくとも、延長元年から八年までは少納言であつたことが知られる。

以上、「少弐のめのと」と「少納言のめのと」について、その乳母の父親であり得る人物の候補者を拾ってみたが、これだけでは決定することができない。太宰少弐は二人、少納言は三人が定員であるから、むすめが後宮女官となり得るやうな太宰少弐も少納言も多勢ゐたのであり、血統や姓氏により乳母の有資格者であるむすめも、したがって一人、二人に限らなかつたはずである。資料的には、「少弐のめのと」と「少納言のめのと」の出自は不明とする他はない。但し、別の面からの考察によって、さらに候補者を絞ることは可能であらう。

## 六

前掲の表の中で、果して天皇の御乳母であるかどうか疑はしい点があるものを見よう。大江慶子と「肥前（の命婦）」である。

『公卿補任』天曆四年に大江維時が六十三歳で任参議と見える。同じく天曆七年に大江朝綱が六十八歳で任参議と見える。『尊卑分脈』（四の91、94頁）に左のやうに記載されてゐる。



ほぼ同年配で、同時期に参議に列せられた維時と朝綱のいづれかが、「権掌侍大江慶子」の父親であつたと見られよう。

『尊卑分脈』（四の91、93頁）に、

玉淵 — 朝綱 — 女子  
参議 勘解由長官  
天徳元二十廿八薨  
七十二 号 後江相公  
後撰作者

『新訂女官通解』<sup>(16)</sup> 第二章第四節に、

江侍従 大江朝綱の女なり。『後撰集』に見えたる歌人なり。(43頁)

と所見する。しかし、「江侍従」もしくは「大江朝綱女」といふ詠者名は、『後撰集』に見出されない。

『後撰集』巻十三、恋歌五に

朝綱朝臣の女に文など遣はしけるをこと女にいひつきて久しうなりて秋とぶらひて侍りければ

いづかたに言伝やりて雁がねのあふことまれに今はなるらむ

と所見する。これをすなはち、「朝綱朝臣の女」の詠とみなせば、これが「大江朝綱女」の「江御」と考へることができらうであらう。

そこで次のやうには考へられないであらうか。『尊卑分脈』に朝綱女が「江御」と記載されてゐることと、「奉故太上天皇勞也」といふ理由で権掌侍に任じられた大江慶子といふ女性の存在することを併せ考へるならば、大江慶子はまさに朱雀上皇に御息所として侍仕してゐたのではないか、大江慶子こそ「江御」と呼称された朝綱女ではなかつたか、といふことである。晩年の——と言つても天曆六年八月十五日崩御の時僅か三十歳であるが——朱雀上皇には、王女御の熙子女王(天曆四年五月五日薨)も、大将御息所の実頼女慶子(天曆五年十月九日薨)もすでに薨逝して、女御は一人もゐなかつたのである。大江慶子が御息所であつた公算は大であらう。かりに右の推測が許されるとしたならば、大江慶子は乳母ではなかつたのであり、「江」の「御」すなはち大江姓の御息所で

あったわけである。但し、大江慶子がやはり乳母であったとしたならば、「江御」とは乳母をも含めて「——の御」と呼称したことの事例となるのである。「——の御」に御息所の意を籠めてあると見ることはできなくなろう。

因みに、『江吏部集』<sup>17</sup>中「人倫部」に、

昔高祖父江相公。為<sub>二</sub>忠仁公之門人<sub>一</sub>備<sub>二</sub>顧問<sub>一</sub>。祖父中納言。為<sub>二</sub>貞信公之門人<sub>一</sub>備<sub>二</sub>顧問<sub>一</sub>。皆蒙<sub>二</sub>不次之賞<sub>一</sub>。列<sub>二</sub>卿相<sub>一</sub>。今匡衡為<sub>二</sub>相府之家臣<sub>一</sub>、時々備<sub>二</sub>下問<sub>一</sub>。有<sub>レ</sub>所<sub>二</sub>發明<sub>一</sub>。(90頁)

と所見する。中納言維時が参議に列せられたのは、太政大臣となった忠平の顧問に備へられたゆゑであるとすれば、むすめの存在とはかかはりがなかったわけである。おのづから、むすめの存在により認められた人間は、朝綱の方であったとも考へられるであらう。

次に「肥前(の命婦)」については、先掲の如く、『拾遺集』別に、「天曆の御時御めのと肥前が出羽の国に下り侍りけるに」と所見するが、これを「天曆天皇の御乳母」であると受け取ることは、至極当然の解釈といふものであらう。特に、続いて、「同じ御めのととの餞に殿上のをのことも女房などわかれ惜しみ侍りけるに、御乳母少納言」と所見するからには、しかも、「御乳母少納言」が、村上天皇の御乳母であるからには、「肥前」が村上天皇の御乳母でないと考へる方が不思議であると言へるであらう。

一方、『西宮記』巻八には、「康保三、天皇御乳母下出羽国」といふ記録があり、天皇の御乳母が出羽国へ下ったのが康保三年であった事実を指掌してゐた。康保三年は、村上天皇崩御の前年であり、「天曆年間」でないことは自明だが、村上天皇を「天曆天皇」と呼称することが不都合でないから、「天曆の御時」を、村上天皇の治世の時と同義に解釈することは、決して誤りではない。

ところで、『大日本史料』第一編の九、天曆四年八月三日春宮坊庁事始の条に掲出の「御産部類記」に所収の「九条殿記」に、

天曆四年七月廿八日、発巳、……又且定庁案主三人、石城保兼、備前乳母申、江沼実望民部乳母申、秦保間、左近乳母申、藏人二人、小槻有堪、大夫申、早部利宣、故治方後家申、是為来月三日始庁事也、(595頁)

と所見してゐる。右に「備前乳母」「民部乳母」「左近乳母」と所見するのは、皇太子憲平親王の乳母とみなし得る。先掲の如く、「民部乳母」は民部大輔橘好古女等子であり、「左近乳母」は、左近少将源当季女正子である。さうすると、「備前乳母」は、子高女か雅量女であったと考へられるが、『尊卑分脈』(二の437頁)に、子高について「越後三川備前伊賀山城讃岐権守」と注記されてゐるので、子高女であるとしてよいであらう。つまり、憲平親王には「備前乳母」と呼称される子高女都子といふ乳母があつたのである。

さうすると、少なくとも、『拾遺集』別に、「天曆の御時御めのと肥前が出羽の国に下り侍りけるに餞たまひけるに藤壺より装束賜ひけるにそへられたりける」と記述されたのは、藤壺女御である安子が、その所生の皇太子憲平親王の乳母である子高女都子「備前」に装束を与へたものとみなすことができるのではないか。「肥前」と「備前」は伝承の途次における混淆と解し得る。つまり、「御めのと肥前」は、村上天皇の乳母ではなく、憲平親王の乳母ではなかつたかといふことである。さうだとすれば、『西宮記』の「康保三、天皇御乳母下出羽国」といふ記録と、『拾遺集』別の所伝とを同一年時とみなす必要はなくなるであらう。

因みに、『一条摂政御集』(『一条摂政御集注釈』<sup>(18)</sup>)に

備後のめのと、いではのくにくだりけるに、うへのせせさせたまひけるに、殿上の人もうたよみけるを、いかでかききけん

ひとしれずおもふころのふかければいはずしのぶやそしまのまつ  
 『高光集』<sup>(19)</sup>に

ひごのめのとの出羽にくだるに餞たぶとて人々歌よむに

旅を行く草の枕の露けくばおくるゝ人の涙とをわれ

と所見する。「備後のめのと」も「ひごのめのと」も、結局、伝承の途次における混乱とみなすべきであらうと思ふ。周知の如く、高光は応和元年十二月五日に出家してゐる。五年後の康保三年の殿上の餞に歌を詠むはずはないのである。また、伊尹は、康保三年には四十三歳で、参議、左中将であり、『拾遺集』別に、「同じ御めのとの餞に殿上のをのこども女房などわかれ惜しみ侍りけるに」と記述されてゐる「殿上のをのこども」の表現にふさはしい存在であるとも思はれない。

いかに惜別の礼儀としてとはいへ、六十歳前後に達する天皇の御乳母に、四十三歳の伊尹が、「ひとしれずおもふころのふかければ」といふ歌を詠み出すであらうか。少なくとも、高光が餞宴に侍したのは、高光出家の応和元年十二月五日以前のことであつたであらう。因みに、天徳四年九月二十三日には内裏が炎上してゐる。そのため、応和と改元されて、新造内裏へ遷御のことがあつたのは、応和元年十一月二十日であつた。

これらのことを勘案すると、「殿上のをのこども」が餞別の歌を詠んだのは、内裏炎上以前であつたと見るべきであらう。「備後」ないし「肥後」は、「備前」の誤伝であつて、子高女都子が「御めのと備前」と呼称された女性であらう。憲平親王生誕の天曆四年に三十歳未満であつた乳母であれば、天徳、応和の交には四十歳に達してゐなかつたはずである。つまり、伊尹とほほ同年輩であつたことになるであらう。

先掲の如く、応和三年に憲平親王が元服して、その恩賞の叙位が乳母に及び、乳母の中に子高女都子の名前も

見えてゐた。かりに、彼女が、高光在俗時の応和元年以前に出羽国へ下った「御めのと備前」であるとすれば、彼女は再度京へ戻つてゐたことになるだらう。したがって、『拾遺集』別に、「天曆の御時」と所見するのは、文字通り天曆年間であつたとも言へるだらうし、それとは別に、康保三年に村上天皇の御乳母が出羽国へ下つたのもあつたであらう。

要するに、村上天皇の治世には、天皇の御乳母某子が出羽国へ下つた事実と、憲平親王の乳母「備前のめのと」が出羽国へ下つた事実と、二度の事実があつたと考へるべきであらう。前者は康保三年でも、後者は応和元年以前であらう。さうだとすれば、『拾遺集』別が、「天曆の御時御めのと肥前」といふ表現によつて、天皇のでなく、皇太子の乳母を指掌してゐる、といふ事実が認められねばならない。また、天皇のでなく、皇子女の——后腹の限定すべきであらう——乳母にも、天皇が餞を賜ることがある、と知るべきであらう。

ところで、『拾遺集』別の、「藤壺より装束賜ひけるに」といふ表現を、中宮安子を指掌すると述べたのであるが、それについて一言しておきたい。師輔女安子が女御となつたのは、天慶九年五月廿七日である。『貞信公記』同日条に

廿七日、中使頭朝臣曰、以右大将女可定女御者、外記千桂云、今日令卜斎宮、英子内親王合也、以少将為善朝臣令告彼家、又有女御宣旨、関白覆奏、(230頁)

と所見する。『日本紀略』天曆二年正月廿七日の条、四月十一日の条に、

廿七日丁丑。除目。」是日。下梨壺女御預<sub>二</sub>年給<sub>一</sub>宣旨<sub>上</sub>。(55頁)

十一日庚寅。曉。梨壺女御誕<sub>二</sub>皇女<sub>一</sub>。(57頁)

と所見する。安子は初め「梨壺女御」と呼ばれてゐた、すなはち昭陽舎を曹司としてゐた。ところが、『日本紀略』天曆三年三月廿二日の条に、

廿二日乙丑。天皇御弓場殿。御覽侍臣賭弓。藤壺女御曹司懸物。女装束一襲也。(62頁)

と所見する。右に従へば、安子は天曆三年三月廿二日以前に「藤壺女御」と呼ばれることとなつた、つまり飛香舎に曹司を移したわけである。その時期はいつであらうか。

『大日本史料』第一編の九、天曆二年八月十九日の条に掲出の「九曆」に

八月十九日、午時隨身高光参内、予依例自近衛御門末、小童自上東門令入、先参藤壺、此間天皇御此舎、令伊尹、兼通参上殿上、聊調酒食出殿上、依寂然也、高光依召候御前、随仰暗誦文選三都賦序、帝感歎云々、(25頁)

と所見する。

師輔男高光が御前において「文選三都賦序」を暗誦した時、天皇が藤壺にあつたといふことは、安子がそれ以前に藤壺に移つてゐた事情を物語るものであらう。つまり、安子は、天曆二年の四月十一日以降、八月十九日以前に、昭陽舎から飛香舎へと曹司を移してゐたのである。

因みに、同様の曹司の移動は、醍醐後宮にも認められる。源和子の承香殿から麗景殿への移動である。

『二代要記』<sup>(20)</sup>丙集に、醍醐天皇皇子について、

常明親王 四品元将明母女御和子光孝源氏号承香殿女御延喜八年四月五日為親王壬午三歳天慶七年十一月九日薨年三十九歳

と所見する。右に従へば、女御源和子は「承香殿女御」と呼称されてゐたことになる。

角田文衛「平安内裏における常御殿と上の御局」(著作集<sup>(21)</sup>4)に、

延喜九年（九〇九）においては、後宮にいた女御は、承香殿の女御（但し、直廬は麗景殿）こと源和子、および藤原和香子くらいであった。（33頁）と述べられてゐる。

『貫之集』（『新訂土佐日記』<sup>(22)</sup>）に、

延喜十八年承香殿の女御の屏風の歌仰せによりて奉る。十四首

と所見する。『西宮記』巻二十（内親王着裳）に次のやうに見えてゐる。

延長二三廿五、昌子内親王於承香殿西廂着裳、天皇結腰有送物、御遊、宸筆叙品、三品、雖不后腹、依先朝恩

云々、以黄紙書叙品給上卿、令例位記<sup>作サ</sup>（334頁）

右に見える「昌子内親王」は醍醐皇女<sup>シヨウシ</sup>韶子内親王とみなされる。「承香殿西廂」において着裳の儀が行はれたといふことは、韶子内親王が、女御源和子の所生と伝へられてゐることと無縁ではないであらう。すなはち、女御源和子は前掲の『貫之集』に所見する「承香殿の女御」であるといふのが通説となつてゐるからである。

『吏部王記』延長七年正月十四日の条に

〔十四日〕、踏歌人装、垂纓冠・麴塵闕腋袍・白下襲、……左權中将伊衡左歌頭、右權中将実頼右歌頭、出北戸參中宮弘徽殿、次飛香舎、王公座南縁、次承香殿、右大殿女御、次東宮、踏―參御前、（30頁）

と所見する。延長七年正月十四日には、承香殿は「右大殿女御」の曹司であつたことになる。延長七年に右大臣兼右大将であつたのは定方であるから、「右大殿女御」が定方女能子であることは確かであらう。

一方、『日本記略』天曆元年七月廿一日の条に、

此日。女御正三位源和子薨。或閏七月十一日云々。（51頁）

と見えてゐるので、源和子は延長七年正月十四日にも当然、女御として後宮にあったに相違なく、『吏部王記』が承香殿における女御を能子と記録してゐるところを見れば、源和子は曹司を變へてゐたことになるであらう。あるいはそれが麗景殿であつたのだらうか。

## 『後撰集』卷七、秋歌下に

かれにける男の秋とぶらへりけるに

昔の承香殿のあこぎ

とふことの秋しもまれに聞ゆるはかりにや我を人のたのめし

と所見する。「昔の承香殿のあこぎ」とは、「承香殿女御」と呼ばれた女性が、前後二人あつたことを背景とする呼称であると考へられる。その場合に、天皇が交替すれば、それに伴つて女御もまた交替するのであるから、先帝の御時の「承香殿女御」と、当代の帝の「承香殿女御」とが別人であることは自明であらう。したがつて、「昔の」と「今の」とが、先帝と今上とのそれにかかはるものではなく、今上の後宮における曹司の住人の交替を指掌する謂に他ならないものであることは疑ひないのである。『後撰集』秋歌下の「昔の承香殿のあこぎ」は、まさに、源和子が初め承香殿を曹司として、「承香殿の女御」(『貫之集』)と呼ばれてゐたが、のち曹司を、おそらく麗景殿に移し、承香殿は、定方女能子の曹司となつた事情を物語る呼称ではなからうか。

## 陽成後宮篇

## 閑院の御

『大和物語』第四十六段に次のやうに所見する。

平中、閑院の御にたえてのち、ほど経てあひたりけり。さて後にいひおこせたる、

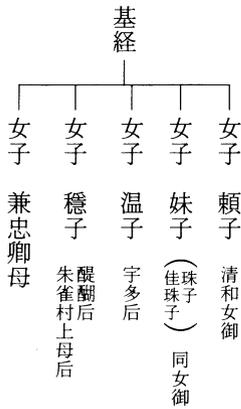
うちとけて君はねつらむ我はしもつゆのおきみてこひにあかしつ

女、返し、

しらつゆのおきふしたれをこひつらむ我は聞き負はずいそのかみにて

右は、平中と「閑院の御」とが、かつて恋仲であったといふ事情を背景としてゐる。現在はそれぞれ別の恋を得てゐるのであらう。平中がよりを戻したさうな口吻を洩らしてゐるのに、「閑院の御」は、その手には乗らぬと言ひたげである。現在に自足してゐるといふことではなからうか。

『尊卑分脈』（一の43、49、50頁）に次のやうに記載されてゐる。



基経女五人のうちで、兼忠母と注記されたむすめは、清和天皇皇子貞元親王のつまでであった。『本朝皇胤紹運録』<sup>(23)</sup>に貞元親王について次のやうに記載されてゐる。

貞元親王（四品。号<sub>三</sub>閑院。延喜九十一廿六薨。母藤仲統女。）

源兼忠（参議正四下治部卿。天徳二年薨。（五十八）母昭宣公女。）

すなはち、基経女は父基経の閑院第において、貞元親王と結婚生活を営んでをり、それゆゑに、貞元親王は閑院親王と呼称されることとなるのである。そこに生まれたのが兼忠であるが、天徳二年五十八歳で逝去したので、逆算して延喜元年の誕生となる。この兼忠の生母である基経女がかつて内裏女房であり、君寵を蒙つた身の上であつたことを裏付けることができるであらうか。

『日本三代実録』<sup>(24)</sup>の元慶八年六月二十日の条に、次のやうに所見する。

以<sub>三</sub>從四位下藤原朝臣佳美子<sub>一</sub>為<sub>三</sub>女御<sub>一</sub>。（567頁）

光孝天皇の即位直後に女御となつたこの女性は一体何者のむすめであらうか。角田文衛「陽成天皇の退位」〔『王朝の映像』<sup>(25)</sup>〕に次のやうに述べられてゐる。

嘗て和田博士は、元慶八年の夏、即ち光孝天皇が踐祚されて間もない時に、女御にされた藤原佳美子をもつて、佳珠子の名との類似から、基経の娘であらうと推断された。確かに踐祚直後の光孝天皇に女御を納れるような人物は、基経を抜きにしては考えられぬから、和田博士の推測は、正鵠を射たものと認められる。（195頁）

『日本三代実録』の元慶八年四月一日に、「從三位諱女王<sup>[佳子]</sup>中<sub>宮</sub>為<sub>三</sub>女御<sub>一</sub>」（556頁）とあり、佳美子に先立って女御となつてゐたのは、班子女王のみであつた。すでに、時康親王時代の光孝天皇との間に多くの子女を儲けてゐた班

子女王に次いで、女御となったといふことは、佳美子が関白太政大臣基経のむすめであったといふ推測を支へるに十分である。因みに、『一代要記』丙集には、光孝天皇の女御として、班子女王、佳美子の他に、平等子（昌泰元年八月為女御）、藤善子（仁和三年二月為女御、中納言山蔭女）を掲示してゐる。右のうち、平等子の女御となった時日は、『日本三代実録』の元慶八年八月廿九日の条には

廿九日丁巳晦。以平朝臣等子為女御。（570頁）

と所見してゐる。また、藤善子は、山蔭女であれば、『日本三代実録』では、元善と記述してゐる。

佳美子を一応、基経女と仮定してみよう。佳美子と類似した名前を持つ基経女佳珠子は、貞観十五年十一月に清和天皇の女御として入内してゐるので、その十一年後に当る元慶八年に光孝天皇に入内した佳美子は、基経女佳珠子より年少の妹であったとみなし得よう。但し、皇位に即いた順序は、清和天皇の方が先行してゐるにしても、年齢的には光孝天皇の方が二十歳の年長であった。したがって、単に、入内の前後関係を以て、長幼を断ずることはできないのであるが、基経女佳珠子については、その年齢を知ることができる。すなはち、基経女佳珠子は、清和天皇皇子貞辰親王の生母となり、承平五年に八十の賀を祝ふほどの長寿を保つたのである。

『貫之集』（『新訂土佐日記』）に次のやうに所見する。

承平五年九月、東三条の親王の、清和の七の親王の御息所の八十の賀せらるる時の屏風の歌（197頁）

「東三条の親王」は、醍醐天皇皇子重明親王であり、「清和の七の親王」は貞辰親王である。「御息所」は「母御息所」の意で、佳珠子を指す。重明親王は、忠平の女婿であり、佳珠子は忠平の姉妹である。

右により、基経女佳珠子は斉衡三年の誕生であったと算出し得るから、嘉祥三年生誕の清和天皇より六歳の年少であったことが判る。かりに、佳美子の方が基経女佳珠子の姉であつて、佳美子が清和天皇より年長であつた

ゆゑに、妹の基経女佳珠子の方を先に入内させたと考へるとすれば、基経実妹の二条后高子が、清和天皇より八歳も年長であったといふ事実の説明がつかなくなるであらう。基経は寛平三年に五十六歳で薨逝したので、承和三年の生誕であり、清和天皇の誕生した嘉祥三年には十五歳であったから、清和天皇より八歳（二条后高子と清和天皇の年齢差）以上も年長のむすめを儲けてゐるはずはないのであり、したがって、当然に、二条后高子より若い佳美子の方を入内させたに相違ないからである。何よりも、清和天皇の時代には、清和天皇より年長の天皇が将来登極するであらうといふ予測など、立てられるはずのものではなかったといふことは断るまでもない。

『日本紀略』によれば、仁和四年十月六日に、「太政大臣藤原朝臣女温子」が宇多天皇に入内し、直後（九日ないし十三日）に女御となつてゐる。時に十七歳と見えるから、貞観十四年の生誕であつた。さうすると、先の斉衡三年の生まれである基経女佳珠子と、貞観十四年の生まれである温子との間に佳美子がゐて、光孝天皇の女御となつたといふことは、蓋然性の高い推定であらう。

佳美子は、仁和三年正月八日に従四位下から正四位下となり（『日本三代実録』）、寛平八年正月二十一日に従三位となる（『二代要記』）が、昌泰元年七月二十八日に薨逝してゐる（『日本紀略』）。

ところで、基経のむすめは、清和、光孝、宇多、醍醐の後宮に、それぞれ、頼子と佳珠子、佳美子、温子、穩子が入内したことになるのだが、陽成天皇に入内したむすめはゐなかつたのであらうか。言ふまでもなく、在位僅か八年にして十七歳の陽成天皇を廢黜して、五十五歳の光孝天皇を擁立したのは、元慶八年に關白太政大臣であつた基経自身に他ならなかつたのであり、基経がむすめを陽成天皇に入内させなかつたとしても異とするに足りないやうに思はれる。とはいへ、陽成天皇が元服したのはその二年前の元慶六年正月二日であり、同時に添伏しることがはからはれたであらうことは慣例により疑ひはなく、基経がむすめの入内を意図しなかつたといふ可

能性は稀薄であらう。角田文衛「陽成天皇の退位」(『王朝の映像』)には、基経が陽成天皇を退位せしめたその原因を、むすめの佳美子(佳美子が基経のむすめでなかったとしても温子がゐた)の入内を、陽成天皇母儀の二条后高子が拒否したゆゑであると解き明かしてゐる。傾聴すべき見解であらう。それほど、陽成天皇の後宮に基経のむすめの存在がないといふことは、奇異の感を与へるといふことは否定し得ないのである。

そこで、貞元親王のつまとなった基経女の存在に想到するならば、基経には、少なくとも陽成天皇に配し得るむすめが一人実在してゐたといふことができるのではなからうか。陽成天皇は清和天皇の第一親王であり、貞元親王は第三親王である。貞元親王が閑院親王と呼称されるのは、閑院第を里第とする基経女に婿住みしてゐたからである。閑院第を提供してゐるところから類推して、貞元親王のつまが基経のむすめであることは疑ひの余地がない。もし、基経がその気になれば、閑院第を里第とする、陽成天皇の女御が出現し得たであらうことは、火を見るよりも明らかであった。しかるに、現実に陽成天皇の後宮に、基経のむすめの存在は見出されてゐない。ところで、貞元親王のつまとなった基経のむすめは、閑院第を婚姻の場としてゐたのであるから、宮仕へに出た場合に「閑院」と呼称されるであらうといふことは当然に考へられてよいのである。この場合、閑院第は、基経のむすめが、父基経から伝領したもので、貞元親王とはかかはりのない第宅であるから、かりに、貞元親王でなく余人と結婚した場合でも、彼女が「閑院」と呼ばれ得たであらうことは疑ひない。

『古今集』<sup>(26)</sup> 卷十四、恋歌四に

中納言源ののぼるの朝臣のあふみのすけに侍りけるとき、よみてやれりける 閑院

相坂のゆふつけどりにあらばこそ きみがゆききをなくなくもみめと見えてゐる。

また、『後撰集』巻五、秋歌上に

源昇朝臣時々まかり通ひける時に文月の四五日ばかりに七日の料に装束てうじてといひつかはして侍りければ  
閑院

逢ふ事は柵機女にひとしくてたちぬふ業はあえずぞありける

と見えてゐる。右の装束調製のことから、源昇と「閑院」とは、婚姻関係にあったとしてよいのである。それが当代の習俗に他ならなかった。源昇が近江介であったのは、仁和四年から寛平三年までであり、彼の四十歳（三十歳）から、四十三歳（三十三歳）の頃であった。すなはち、「閑院」と呼ばれた基経女を、温子より年長であったと見ることができるのは、この源昇との交際が知られてゐるからに他ならない。先述したやうに、温子は、仁和四年に十七歳で、宇多天皇に入内したのである。

また、初めに掲げたやうに、『大和物語』第四十六段には、平貞文との恋愛が物語られてゐる。平中こと平貞文の年齢は詳らかでないが、『日本三代実録』貞観十六年十一月廿一日の条に次のやうに所見する。

廿一日丙午。從四位上守刑部卿兼行加賀守茂世王上疏。請賜男從五位下好風等姓。曰。茂世天潢余流。若木片枝。頼此肺腑。夙予列位。負乘之責。無地逃身。叨濫之慚。何施眉目。闔門大小。徒費府帑之資。中心寤寢。未得酬答之由。当今上則一世。或際宗正之譜。下則諸王。除編京兆之籍。是固救國家之衰耗。存公平之至計也。茂世誠雖頑。久羨此義。伏望。件好風貞文二人。賜姓平朝臣。永停給祿。滴露於溟渤。新開根源。遺孫謀於不朽。但女是一身絕胤息。因以准旧。不預此例。詔許之。（354頁）

仲野親王の王子茂世王が、貞観十六年に「男從五位下好風等」に平朝臣の姓を賜らんことを請うたものであるが、「件好風貞文二人」とあることに注目したい。素直に受け取るならば、「男好風等」と「件好風貞文二人」と

は対応するから、好風と貞文は兄弟であつて、父子とは考へられないのである。しかるに、『尊卑分脈』（四の1頁）には

茂世——好風——貞文

と記載されてゐる。また、「但女是一身絶胤息。因以准旧。」といふのは、女子は血統を伝へないといふ思想を表すものである。王号を決定するのは、皇子・王子のこともであるか否かであつて、皇女・王女の所生であるか否かはかかはないのである。したがつて、皇女・王女であることは、一代限りであるから大したことはないが、皇子・王子が代々品位・王号を保つといふことは、その封禄が莫大な国庫負担となるに相違ない。それゆゑに、むすこには姓を賜つて臣下に降すが、むすめはこのまま王号を保たせたい、といふ。茂世王の王女は賜姓でなく、王号つまり「——女王」と呼称されたといふことになる。すなはち、茂世王のむすめ「——女王」が、平貞文の「いもうと」であるといふことに他ならない。

『拾遺集』卷八、雑上に

つかさとられて侍りける時妹の女御の御許に遣はしける 平 定文

憂世には門させりとも見えなくになどか我が身の出でがてにする

と所見する。平貞文には女御となつた妹がゐたと推察される。その女性については何も知られてゐないが、かりに、前述したやうに、「茂世王のむすめの女王」が入内してゐれば、それが貞文の妹であつたことになる。

また、『尊卑分脈』の記載するやうに貞文が平好風男であつたとすれば、平好風女はすなはち貞文妹に他ならず、先に見た光孝天皇の女御平等子がそれかと思はれる。因みに、女御は、先帝の女御でも、再婚しない限りは、女御と指呼される。

「閑院の御」は、平貞文や源昇との恋愛のあと、貞元親王と結婚し、延喜元年には兼忠が誕生した。最大限に見て、時に三十六、七歳どまりでなければならぬ。寛平三年に四十三歳（三十三歳）であった源昇の相手であったことも参酌して、斉衡三年誕生の佳珠子と、貞観十四年誕生の温子との中間の生まれででもあったらうか。基経女の一人と推定される光孝天皇の女御佳美子との長幼はどちらとも言へないが、やはり、佳美子とほぼ同年ぐらゐであったと見てよいだらう。『日本紀略』醍醐天皇の延喜八年二月の条に

故太政大臣昭宣公女子卒。（11頁）

と見える基経のむすめは、すなはち、貞元親王室である「閑院の御」として不都合はない。

要するに、基経の女子でのちに貞元親王のつまとなった女性は、陽成天皇ないし光孝天皇ないし宇多天皇の後宮に、女官として侍仕してゐたであらうと推測される。女御、更衣として入内したといふ明証は見出されないからである。女房として侍仕してゐながら、たとへば「伊勢の御」と同じやうに君寵を蒙ったかどうかは、もとより隠微な事柄ゆゑに知ることは不可能であった。ただ、かりに「閑院の御」が、女御、更衣として入内する姉妹に専屬的な、有力な女官として後宮に送り込まれたとしたならば、おそらく、掌侍や典侍の地位を得られたであらうから、「閑院の内侍」とでも呼称されることになつたのであるまいか。基経のむすめであるからには、位階も四位には昇り得たのではないか。あるいは、その宮仕への期間はごく短期間であつたのかも知れない。『新修作者部類』の「閑院」の項には、「命婦」とあるのだが、それはともかく、「閑院の御」とは、閑院第を里第とする基経のむすめが、後宮女官として存在したことを指掌する呼称に他ならなかつたと考へられる。

## 五条の御

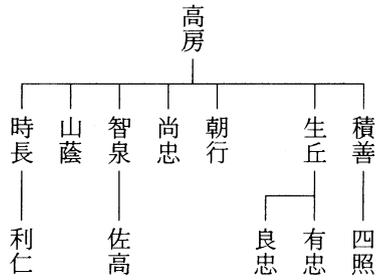
『大和物語』第四百十三段に次のやうに所見する。

むかし、在中将のみむすこ在次君といふが妻なる人なむありける。女は山蔭の中納言の御姪にて、五条の御となむいひける。かの在次君の妹の、伊勢の守の妻にいますかりけるがみもとにいきて、守の召人にてありけるを、この妻の兄の在次君はしのびてすむになんありける。我のみとおもふに、この男の同胞はらだちなむまたあひたるけしきなりける。さりければ女のもとに、

わすれなむとおもふ心の悲しきは憂きもうからぬものにぞありける  
となむよみたりける。いまはみな古歌になりたることなり。

右は、「昔」、「古歌」とみなされるエピソードである。在中将業平の子息在次君の生存してゐた時代が、今から遡った時代である事情を表す。在次君の相手の女性も、当然にその頃生存してゐた女性であつたことになる。その「五条の御」と指呼される女性を規定する条件は、次の三つに要約できる。

- (1) 山蔭中納言の姪もしくはむすめ（一本の所伝）である
  - (2) 伊勢守某は業平女の夫である
  - (3) 「五条の御」と呼ばれる女性である
- まづ、(1)について、『尊卑分脈』（二の269、282、284、304頁）には、



とあるのみで、山蔭の姪は記載されてゐない。

むすめについては、『尊卑分脈』（二の29頁）に、山蔭に一女のあったことが記載されてゐるものの、その履歴は不明である。

しかし、『尊卑分脈』（二の57、58頁）、（二の188頁）、（四の39頁）に、

定方——佳節（母中納言山蔭女）

家宗——弘蔭（母中納言山蔭卿女）

雅望王——随時（母中納言山蔭女）

と記載されてをり、山蔭のむすめは、定方、家宗、雅望王の室家となつて子を儲けてゐることが判る。

山蔭女を室とした三人の年齢を比べてみると、家宗、雅望王、定方の順となるので、単なる可能性としては、家

宗室である山蔭女がもつとも年長であつたと思はれる。家宗室の山蔭女は、弘蔭と繼蔭（伊勢の御）の父）兄弟を儲けてゐるが、元慶二年には弘蔭がすでに任官してゐるところをみると、山蔭女が家宗室となつたのは貞観初年を下ることはあるまい。

また、雅望王の男平随時は寛平二年の生誕であり、定方男の山蔭女腹の第二子朝忠は延喜十年の生誕であるので、山蔭女と雅望王の結婚は、仁和、寛平の交、山蔭女と定方の結婚は延喜前半期の頃と想定することができる。さうすると、少なくとも右の家宗、雅望王、定方の室となつた山蔭女は、同一人が段階的に相手を変へたのではなく、それぞれ別人であつたと見るのがより妥当であると思はれる。したがつて、『尊卑分脈』（二の断頁）が山蔭女を一人しか記載してゐないのは、脱漏があつたことを物語つてゐることになる。

『大日本史料』第一編の一、仁和四年二月四日山蔭薨去の条に掲出の「四条家譜」に、

高房——山蔭——中納言 従三位 歌人武略達人始製包丁 仁和四年二月四日薨去六十五  
女子 日野参議家宗室（73頁）

と記載されてゐる。山蔭女で家宗室となつた女性の存在を指呼する記載と言へよう。

また、定方室となつた山蔭女は、朝忠について、『公卿補任』天曆六年に任参議と見え、尻付に、「右大臣定方五男。母中納言山蔭卿女（従四位下觀光〔親子〕）也。」と所見する。朝忠母の名は、「觀光（親子）」といふものであつた。しかも、従四位下であるから、典侍、典藏相当の位階を持つてゐたのである。少なくとも、後宮に侍仕する女官であつたことは疑ひない。

一方、山蔭女は、確かにもう一人存在してゐた。『日本三代実録』仁和三年二月十六日の条に、左のやうに見える。

十六日庚申。勅<sub>二</sub>以<sub>三</sub>更衣従五位上藤原朝臣元善爲<sub>三</sub>女御<sub>一</sub>。中納言従三位山蔭之女也。(626頁)

右は、山蔭の女子元善がまづ更衣となつて、次に女御に進んだ事実を指掌する記事である。中納言山蔭には、光孝天皇に入内して女御となつた元善といふむすめがゐたことは明らかであらう。

したがつて、少なくとも山蔭のむすめには、光孝天皇の女御となつた「元善」と、定方室となつた「従四位下観光(親子)」と、二名の後宮女官がゐたことになる。「五条の御」が、かりに、山蔭のむすめであつたとしたならば、右の二人と姉妹であつた、ないしは重なつてゐたといふことになるであらう。また、「五条の御」が、かりに山蔭の姪すなはち、山蔭の兄弟のむすめであつたとするならば、「五条の御」は、山蔭女の女御元善ないし典侍・典蔵の「観光(親子)」に侍仕してゐた公算が大となるだらう。権力者が、後宮に送り込むむすめの周囲に、身の女性を付き添はせようとするには、多くの事例が見出されるのである。「五条の御」は、山蔭のむすめであれば勿論のこと、山蔭の兄弟のむすめであつても、少なくとも光孝天皇以降の後宮に出仕する機会を有してゐたと考へてよいのである。

なほ、光孝天皇の女御元善が皇子女を儲けてゐない様子から推測すると、帝崩御のち退出した女御元善が、雅望王と結婚して平随時を儲けたのではないかといふ推測が可能となるだらう。雅望王は、光孝天皇の異母弟本康親王の王子である。女御元善は、少なくとも光孝天皇に入内した当時、二十五、六歳を越えてゐたとは考へ難い——高齡の女性を入内させるはずはないであらう——のであり、同時に、元慶六年に元服した陽成天皇に入内させられなかつた以上は、時に十五歳であつた陽成天皇より、さだ過ぎてゐたのに相違ないのである。早くとも貞観二、三年、遅くとも同六、七年の生まれであつたであらう。平随時の生誕した寛平二年には、二十六、七歳ないし三十、三十一歳に相当することになる。

『大和物語』の女性名称 二

寛平 1 2 3 4 5 6 7 8 9	仁和 1 2 3 4	元慶 1 2 3 4 5 6 7 8	
		61	宗 家
	65 64 63 62	61 60 59 58 63 56 55 54	蔭 山
	58 57 56	55 54 53 52 51 50 49 48	光孝天皇
8 7 6 5 4 3 2 1 <sup>1</sup>			望 望 王 時 隨 平
23 22 21 20 19 18 17 16 15	14 13 12 11	10 9 8 7 6 5 4 3	方 忠 朝 定
17 16 15 14 12 11 10 9	(32 31 30 27 26 25)	29 28 27 26 25 24 23 22 21 20 19 18 24 23 22 27 20 19 18 17 16 15 14 13	元善 ： 觀光

元善・觀光の推定年齢

延喜 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13	昌泰 1 2 3	
		宗 家
		蔭 山
		光孝天皇
24 23 22 21 20 19 18 17 16 15 14 13 12	11 10 9	望 望 王 時 隨 平
39 38 37 36 35 34 33 32 31 30 29 28 27 4 3 2 1 <sup>1</sup>	26 25 24	方 忠 朝 定
(33 32 31 30 29 28 27 26 25 24 23 22 21 28 27 26 25 24 23 22 21 20 19 18 17 16	20 19 18 15 14 13	元善 ： 觀光

さて、「五条の御」が山蔭女であったとすれば、女御元善の存在に倣って、陽成天皇に入内できなかったといふ観点からは、その年齢を推測することが可能であらう。陽成天皇が十五歳で元服した元慶六年に、甚だしく若過ぎたか、逆にさだ過ぎてゐたか、のいづれかであつたらう。定方室となつた「観光（親子）」は、貞観十七年生誕の定方室として、延喜十年生まれの朝忠、同十七年生まれの朝成を儲けてゐる。朝成生誕の延喜十七年に最大限三十七、八歳であつたと想定すると、元慶四、五年の生誕となり、定方より五、六歳の年少となる。陽成天皇の元服の当時は幼児であつたことにならう。「五条の御」はそれより年長であつて、しかも着装の年齢には達してゐなかつたと見るならば、貞観十四、五年頃の生まれと想定することができる。

逆に、陽成天皇元服の元慶六年には、女御元善でさへ入内するにはさだ過ぎてゐたと考へられるとすれば、「五条の御」はその上さらに年長であり、貞観、天安の交の生まれと見ることができると考へられる。その場合は、「五条の御」が清和天皇ないし陽成天皇の後宮に出仕した可能性も生じることになるであらう。上述の推定年齢を表にまとめれば、前頁の如くである。

## 二

次に②について、「かの在次君の妹の、伊勢の守の妻にいますかりけるがみもとにいきて」ゐたといふからは、「在次君の妹」つまり業平女と「五条の御」とが血縁関係にあつたと考へられなくてはならない。「五条の御」は、そもそも業平女のもとへ身を寄せたか、または侍仕してゐて、結果として業平女の夫である「伊勢の守」の召人となつたのであり、「伊勢の守」の召人となつたゆゑに業平女を識つたといふのではないからである。

業平女と近い血縁関係にあつたといふことは、たとへば、業平女と「五条の御」とが従姉妹であつた場合が想

像される。「五条の御」が業平のきやうだいのむすめであると考へるわけである。その場合、かりに、業平の男兄弟のむすめであったとすれば、「五条の御」は、業平の姪であったと端的に説明されたに相違ない。もとより、「五条の御」が、業平女ともっとも近い血縁関係にあった、すなはち姉妹に他ならなかったとすれば、業平のむすめであった、ないしは在次君の姉妹であったと記述されたであらうことは断るまでもないだらう。この章段において、山蔭が登場する機縁は、「五条の御」の出自を説明するところにのみ存するのであって、それを裏返せば、「五条の御」が、業平との係累によっては説明し得ない出自を持つといふことに他なるまい。したがって、「五条の御」が、山蔭の姪であると揚言されてゐるといふことは、山蔭の男兄弟のむすめであったからであり、山蔭の兄弟が、業平の姉妹と結婚して、そこに「五条の御」が生まれた場合にのみ、「五条の御」が山蔭の姪で、かつ業平女の従姉妹といふことになるのである。山蔭自身が引き合ひに出されてゐるのは、山蔭が「五条の御」の父系にかかはつてゐることを示すのであり母系つまり、山蔭の姉妹のむすめであることを表すのではない。それが当時の婚姻のあり方に起因する血縁といふものの概念であつたのである。

ところで、「伊勢の守」が誰であるにせよ、国司は任国へ赴任しなければならず、その折は、妻を伴って行くのが通例であるといふことが勘案されなければならないであらう。普通のケースでは、「伊勢の守の妻にいますかりける」業平女は、当然に、夫の任国である伊勢国へ従って行くはずである。同時に、その業平女の「みもとにいきて」ゐた「五条の御」もまた、伊勢国へ行ってゐたとしなければなるまい。おのづから、「五条の御」を妻としてゐた在次君滋春はもとよりのこと、その「同胞」で「五条の御」に通つてゐた人物もまた、伊勢国へ行ってゐたといふことになるだらう。ごく常識的に考へて、それはありさうにも思はれない。

さうすると、第四百十三段の「伊勢の守」は、単身で赴任してゐたのではなかつたのか。たとへば、『後撰集』

卷十二、恋歌四に、

大和のかみに侍りける時かの国のすけ藤原清秀が女をむかへむと契りておほやけごとによりてあからさまに京にのぼりたりける程にこのむすめ真延法師に迎へられてまかりにければ国に帰りてたづねてつかはしける  
忠房朝臣

いつしかの音になき帰りこしかども野辺の浅茅は色づきにけり

と所見する。忠房は京に、一旦、貞元親王の王女や高経女兵衛の命婦を妻として持ちながら、大和守として赴任した地で、大和介のむすめを新たに妻として迎へようとしたわけである。

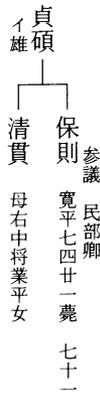
『古今和歌集目録』<sup>(28)</sup>に、忠房について、「(延喜)廿二年正月卅日任大和守。延長二年四月得替。三年正月廿日任山城守。六年十二月一日卒。」と所見する。大和守に任官し、赴任したのは、延喜廿二年であつたと目される。

一方、『大和物語』第七十段には敦慶親王家の別当を務める伊衡が病気に罹り、兵衛の命婦が見舞ひの使者として遣はされた話柄が見える。伊衡の中將時代のことであるから、延長二年十月十四日以降のことと知られる。つまり、忠房は、宮仕へ女房である兵衛の命婦を任国へ伴ふことはしなかつた——すでに仲絶えてゐたのかも知れないが——と言へるのではなからうか。

同様に、第四百十三段の「伊勢の守の妻にいますかりける」業平女もまた、夫に随行しなかつたところから、後宮女官であつたと見ることができよう。「五条の御」が、業平女の「みもとにいきて」ゐたといふのが、縁戚なることを意味せず、業平女に侍仕してゐた可能性も生じることになるだらう。いづれにしても、「守の召人にてありける」と言はれるにもかかはらず、「五条の御」が、在次君滋春の「妻なる人」ともなり得るのは、「伊勢の守」が任期中不在であつたからと見られないこともない。

三

さて、業平女の夫であった伊勢守とは誰であらうか。まづ、業平女として周知の女性は清貫母である。『尊卑分脈』(二の45頁)に



と記載されてゐるのだが、『公卿補任』延喜十年には、清貫について「参議從四位上保則朝臣四男。母右中将從四位上在原業平朝臣女。」と見えてゐる。清貫母の業平女を妻としてゐたのは貞雄でなく保則であったと考へるべきであらう。

『公卿補任』寬平四年に、「仁和三二二伊與守。八月廿二日任太宰大式。同十一月十七日從四位上。寬平三十四一左大弁。」とある。保則は伊予守であった。この保則が、一応、「五条の御」を召人にした「伊勢の守」の候補者とみなし得る所以は、伊勢守と伊予守とが、共に「世」を宛て字とすることで、混淆される事例が多い点にある。すなはち、伊予守保則を伊世守と記載し、それが伊勢守となった、といふ推測が可能であるからである。

業平のむすめの存在は、右の「清貫母」以外は知られないが、『日本三代実録』に在原文子といふ女性が所見する。同姓なので一応吟味してみよう。仁和元年正月廿二日の条に

廿二日戊寅。左兵衛大尉正六位上在原朝臣棟梁。左衛門大尉正六位上良岑朝臣遠年並授從五位下。進四品  
紀・内親王階加三品。授從五位上在原朝臣文子正五位下。(580頁)

とあり、在原文子が紀(伊)内親王と共に加階されたことが判る。紀(伊)内親王は桓武天皇皇女であるが、仲

野親王と同産であった。このたびの加階が、登極した光孝天皇の女御班子女王が仲野親王王女である縁に因ることは瞭然としてゐる。因みにこの時、在原棟梁が叙爵されてゐることも注意を引くのである。

また、仁和三年正月廿日の条に

是日。詔授正五位下在原朝臣文子從四位上。從五位下文室朝臣良子。无位藤原朝臣芳子並徒五位上。无位大原真人數世從五位下。(624頁)

とあるが、これは前年の仁和二年六月廿九日に紀(伊)内親王が八十八歳で薨逝したと無縁ではあるまい。要するに、紀(伊)内親王に専従すると見られる在原文子といふ女官の存在が知られるのだが、もとより業平女であるかどうかは明らかでない。

ここで、在次君滋春が「五条の御」を妻としたのが何時頃であったかを見てみよう。「五条の御」には、滋春の「同胞」<sup>はらから</sup>もまた通つてゐたといふ。『尊卑分脈』(四の89、90頁)に、左のやうに記載されてゐる。



『古今和歌集目録』に、棟梁について「昌泰元年月日卒」と所見するが、年齢は詳らかでない。

角田文衛「恬子内親王」(著作集「五」)には、のち、高階成範の養子となった師尚を、恬子内親王の所生であるとして、貞観八年の生誕と論定してゐる(211頁)。先掲の如く、棟梁の叙爵は仁和元年であった。また、滋春を、師尚の生誕と同じ頃の生まれと仮定すれば、棟梁叙爵の仁和元年には二十歳前後に、棟梁逝去の昌泰元年には三十

三歳前後に算出される。ほぼ、陽成、宇多両天皇の年齢に近い。

在次君滋春と「五条の御」とを争ったのは、師尚ではなく棟梁であらうと考へられる。師尚は、つとに高階成範の養子となったものとみなされるので、これを「同胞」といふ認識で、物語り中に持ち込むとは思はれないからである。おそらくは同産の、すでに任官もしてある兄棟梁との、女性をめぐる争ひを滋春が回避したといふところに、この章段の背景があつたとみなされよう。

『古今集』卷十六、哀傷歌に

甲斐の国にあひ知りて侍りける人とぶらはむとてまかりける道なかにてにはかに病をしていま／＼となり  
にければ京にもてまかりて母に見せよといひて人につけ侍りける歌  
在原滋春

かりそめのゆきかひぢとぞ思ひこし今は限りのかどでなりけり

と所見する。右が果して滋春の辞世の歌であつたかどうか明白ではないが、もし辞世の歌であつたとすれば、滋春は『古今集』成立以前に逝去したわけである。先述の如く、『古今集』の成立は、少なくとも延喜十五年までは引き下げて考へることが可能なので、滋春の逝去もそれ以前であつたことになるであらう。

『古今集』卷七、賀歌に次のやうに見える。

藤原三善が六十の賀によみける

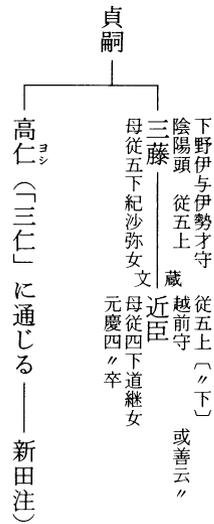
在原滋春

鶴かめも千年ののちは知らなくにあかぬ心にまかせ果てなむ

此の歌は或人在原のときははるがともいふ

「藤原三善」は管見に入らない。竹岡正夫著『古今和歌集全注釈』の「校異」によれば、「元永本」には「よしみ」とある。『尊卑分脈』(二の43頁)に、貞嗣の男「三藤」があるが、その男「近臣」の傍らに、「或善云々」と見

える。これは「三藤」が「三善」でもあることを指示するものではなからうか。



もと「三藤」に付いてゐた「或善云々」の注記が、ずれて伝承されたと見られる。

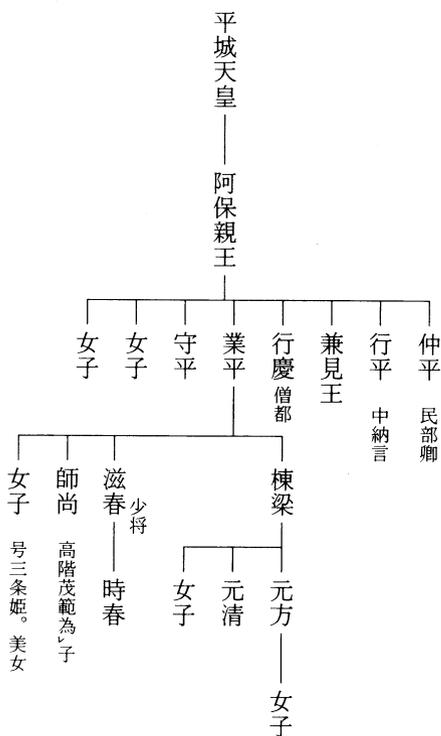
『吏部王記』承平元年九月四日の条に、惟喬親王に關する重明親王と実頼との故事談が見える。その中に

太政大臣憂云、欲使太子辭讓、是時藤原三仁又善天文、陳大臣曰、〔諫〕（52頁）

と所見する。右の天文を良くした「藤原三仁」とは、貞嗣男の三藤が陰陽頭であることと繋がるであらう。つまり、三藤は、三善、三仁といふ所伝を持つてゐると考へられる。前掲の『尊卑分脈』の三藤に、「母紀沙弥女」とある。在原滋春が、紀有常女の所生であるか否か明証はないが、業平が紀有常女を室とすることと、貞嗣が紀沙弥女を室として三藤を儲けたこととは、『古今集』賀歌の滋春の三藤算賀の背景に、滋春が三藤の女婿であった、つまり、三藤女を室としてゐたのではないかと思はせるものを持つ。当代には、通婚圏の狭隘性、同族性が多く認められるからである。

三善が、文徳天皇の治世に天文を論じ、良房を諫めるほどの年齢であつたとしてよいのならば、その六十の賀は貞観年間のことと見て誤りないであらう。

『統群書類従』<sup>(30)</sup>卷第一百七十四に「在原氏系図 此一巻旧名葛藟集」があり、それには次のやうに記載されてゐる。



『尊卑分脈』(三の4頁)に、源悦について「母阿保親王女」と記載され、阿保親王に王女のあったことは確かであるが、『尊卑分脈』や『本朝皇胤紹運録』には所見がない。さうすると、右の「在原氏系図」は脱漏を補つてゐることになるので、一応、「号三条姫」や「滋春——時春」を考へに入れてもよいであらうか。しかし、時春が滋春の男であったとしてもその生母は明らかでない。滋春の「少將」も誤伝であらうか。

『後撰集』卷二十、哀傷歌に、

在原としはるがみまかりにけるを聞きて

伊勢

かけてだに我が身の上と思ひきやこむとし春の花を見じとは

と所見する。「在原としはる」は「滋春」を「しげはる」でなく「としはる」と呼んだことを意味してゐよう。さうだとすれば、『古今集』の「ときはる」も「としはる」の誤伝であつて、男時春は存在しないと云へよう。

第四百十三段の話柄が滋春の青年期のことであつたとすれば、寛平年間以前のことであらうと思はれる。たとへば、滋春が父業平の晩年の男子であつたとすれば、業平は元慶四年五月廿八日に五十六歳で薨逝してゐるので、貞観、元慶の交の生まれとしなければならなくなり、昌泰、延喜の交に青年期であつたと云へないこともないが、第四百十三段の結びに、「いまはみな古歌になりたることなり。」といふ文の加へられてゐることは看過し得ないであらう。「五条の御」と在原滋春との話柄は「古歌」として意識されてゐるのであり、「五条の御」の相手であつた「同胞」が棟梁であることみなされ得ることもあつて、この章段の下限が寛平年間を下るものとは考へられないのである。上限は貞観、元慶の交と見てよいであらうから、この章段に登場する「伊勢の守」を貞観から寛平へかけて在任した伊勢守の中に求めることができるかも知れない。次に一応揭示してみよう。

## 四

『日本三代実録』貞観十六年九月五日の条に、

五日庚寅遣<sub>二</sub>参議従四位上行左兵衛督源朝臣能有。従四位上行伊勢守基棟王。向<sub>二</sub>柏原山陵。申<sub>二</sub>謝風水之<sub>一</sub>灾<sub>上</sub>。(349頁)

と所見する。基棟王は元慶八年に非参議の左京大夫で従三位に叙せられてゐるが、世系は不明である。

『日本三代実録』貞観十年正月七日の条に

従五位下……………斎宮頭兼伊勢介藤原朝臣諸藤。……………並従五位上。(277頁)

同貞観十八年十一月廿五日の条に、

廿五日戊戌。皇子貞真年一歳。貞頼年一歳並為親王。貞真親王母。更衣齋宮頭徒五位上藤原朝臣諸藤之女也。

貞頼親王母。更衣木土允正六位上藤原朝臣直宗之女也。(383頁)

『日本三代実録』元慶二年八月十四日の条、三年十一月二十五日の条に

從五位上守大藏大輔藤原朝臣諸藤為伊勢權守。(436頁)

從五位上行阿波守藤原朝臣万枝。伊勢權守藤原朝臣諸藤。……並正五位下。

同書元慶八年二月廿三日の条に

敕位正五位下藤原朝臣諸藤……並從四位下。

同書元慶八年十月一日の条に

勅令參議右衛門督藤原朝臣諸葛。前伊勢守藤原朝臣諸藤兄弟。彈琴為歌。(573頁)

と所見する。

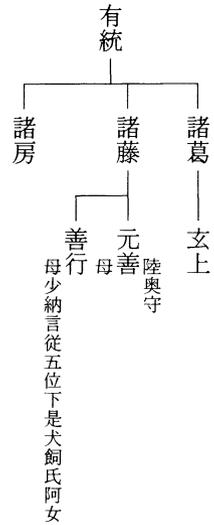
『公卿補任』元慶三年に、諸藤の兄諸葛が五十五歳で任參議と見える。この時、山蔭が一緒に五十六歳で任參議と見える。諸藤は諸葛より年少であったには相違ないが、同産であるから、あまり年齢が距ってはゐないであらう。

『西宮記』卷六(裏書)に、

元慶八年十月一日、上南方哥舞之次、參議右衛門督藤原朝臣諸葛歌今方、次召前伊勢守藤原朝臣諸藤於殿上

令歌今方、(270頁)

『尊卑分脈』(二の438頁)に



と記載されてゐる。

諸藤は貞観八年二月十三日に齋宮頭に任じてから、元慶三年七月五日に藤原最実が任じるまで十三年間齋宮頭であった。齋宮頭は伊勢皇太神宮の齋宮寮の長官であるが、ずっと伊勢国に常住といふわけではないらしい。但し、伊勢介をも兼ねてゐた貞観十年には伊勢国に在任したであらう。元慶八年には「前伊勢守」として内裏に出仕してゐる。因みに、在原棟梁は雅楽頭であった。

『日本三代実録』元慶四年二月八日の条に

左京人從四位上行左馬頭兼伊勢守興基王賜姓源朝臣。興基。人康親王之子也。(470頁)

と所見する。源興基は人康親王一男で、寛平三年には参議に列せられてゐる。姉妹に基経室があつたことは周知のところであるが、在原業平や山蔭との契縁が見当らない。

源興基の次の伊勢守は藤原興世である。

角田文衛「藤原高子の生涯」(『王朝の映像』)に

また業平の息子のうち、滋春は早く歿し、棟梁も昌泰元年(八九八)に卒していたけれども、二人の娘――

うち一人は藤原保則室、他の一人は伊勢守・藤原興世の室であつたらしい——は生存していたようである。<sup>42</sup>  
(116頁)

と述べ、43の注に、「『大和物語』第百四十三段による推定。」とある。

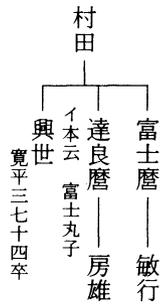
角田所説に、『大和物語』第百四十三段の「伊勢守」を藤原興世とする根拠については言及されてゐないが、試みに検討してみよう。

興世は『日本三代実録』の元慶七年正月七日の条に

正五位下行伊勢守藤原朝臣興世……並從四位下。(531頁)

と所見する。その直後の同年五月五日の条に、武徳殿において「四府騎射及五位已上貢馬。」の催されたことが見え、「伊勢守從五位上安倍朝臣興行引客就座供食。」(535頁)と所見するのだが、元慶八年三月九日の条に、「伊勢權守從五位上安倍朝臣興行為上野介。」(533頁)と見え、同年十一月廿五日の条に、豊樂殿において百官に宴を賜ひ、「諸国司就事入京。并新除外吏過裝束程未向之輩」もみな浴した中に、「從四位下伊勢守藤原朝臣興世。……並從四位上。……上野介從五位上安倍朝臣正五位下。」(535頁)と所見するので、安倍興行は伊勢權守から上野介(上野は大国で親王任国であるから實際は介が守にひとしい。)に任官したのであり、興世の伊勢守は元慶八年十一月まで続いてゐたと思はれる。

『尊卑分脈』(二の431、432、433頁)に、



と記載されている。

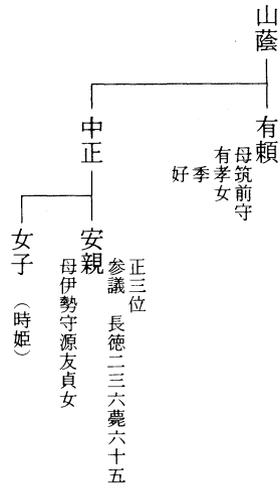
『日本三代実録』仁和二年二月三日の条、同年九月卅日の条、仁和三年二月二日の条に「伊勢守従五位上藤原朝臣繼蔭」、「(伊勢) 守藤原朝臣繼蔭」、「散位従五位上藤原朝臣繼蔭為伊勢守。」と見える。

山崎正伸『大和物語』作者試論(『大和物語の人々』<sup>31</sup>)に、第四百四十三段について次のやうな解釈が見える。

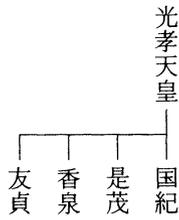
『尊卑分脈』の藤原弘蔭の傍注に、「母山蔭中納言卿女」とし、繼蔭にも「母同」とあって、名の点からも同じ母のもとに生まれた子と考えられる。そうすると、当時、外に、このように山蔭と近い家系の者で、伊勢守になった者は無く、上記の系図ができる。(148頁)

右はすなはち、第四百四十三段の「伊勢の守」を繼蔭に擬してゐるのであるが、山蔭女が家宗室で繼蔭母であるからには、山蔭姪はほど繼蔭の侍妾ではなく母親の年齢に近くなる虞れなしとしない。とはいへ、前述の如く同じく山蔭女と言っても、家宗室と定方室とでは親子ほどの年齢差のあることを想起すれば、必ずしもあり得ないことではないであらう。

『尊卑分脈』(二)の284、297頁)に



と記載されてゐる。右の安親の生母である中正室の父源友貞は、『尊卑分脈』(三の363、371、375頁)に、



と記載されてゐる。山蔭の縁に繋がる伊勢守であることは確かであるが、源是茂が『公卿補任』天慶四年に五十七歳で任参議と見え、逆算して仁和二年の生誕となるところを見ると、時代が下り過ぎることは疑ひない。

五

③の条件を見てみよう。「五条の御」といふ呼称は、どのやうな事実を背景としてゐるのであらうか。『大和物語』

第三十八段に次のやうに所見してゐる。

先帝の五のみこ、御むすめ、一条の君といひて京極の宮すんどころの御もとにさぶらひ給（ひ）けり。

右によれば、「一条の君」は、清和天皇の第五親王貞平の王女であつた。「一条の君」と呼ばれたのは、彼女が一条第を里第としてゐた、すなはち、「一条の君」の生母が一条第を領有し、その一条第を婚姻の場として、貞平親王と結婚してゐたといふ事実を指掌する。貞平親王は（一条親王）と呼ばれたであらう。それは、基経女の所領する閑院第に婿住みしてゐた清和第三親王貞元が、「閑院親王」（『本朝皇胤紹運録』）と呼称されてゐたことと揆を一にするからである。

「一条の君」は京極御息所襲子に侍仕してゐた。襲子は時平女であるが、讓位後の宇多上皇の御息所となり、上皇の後院の一つである「亭子院」に居住してゐた。「亭子院」は、七条坊門北・西洞院西に位置する七条第であることは言ふまでもない。「一条の君」の呼称が七条でなく一条であることは、侍仕する第宅ではなく、生家の里第の条坊を冠せられてゐることの一例となり得るであらう。

「五条の御」が伊勢守某と業平女との婚姻生活の場である第宅に侍仕してゐた場合、その「五条の御」といふ呼称は、侍仕する第宅のそれと見られるべきではないのである。これまで、「——の御」と呼称される女性が、その父の官職名を冠せられてゐる例を見て来たのであるが、「五条の御」の場合、「五条」は官職名ではあり得ない。第宅の所在を示す条坊名であることは瞭然としてゐる。その第宅とは、当該女性の出自を示すものに他ならず、その限りに於いて父の官職名と同工の働きを持つのである。言はば、父の官職名の代替として領有する第宅名が冠せられるのであり、当代の婚姻のあり方から見て、多くは女性の生母の領有する第宅であつた。当然に、その女性の出自は高いのが常である。少なくとも一町を占めるやうな大邸宅の領有者であるのが普通である。「染殿の内

侍」や「閑院の御」がその証左となるだらう。「染殿の内侍」とは染殿第を里第とする典侍、掌侍の謂であり、「閑院の御」とは閑院第を里第とする後宮女官の謂に他ならなかった。極言すれば、後宮以外の貴族の第宅に侍仕する女性を、当該第宅名を冠した呼称で指掌することはあり得ない。少なくとも、『大和物語』に登場する女性の呼称は、後宮女官としてのそれであって、たとへば、『新訂女官通解』の「第二章第七節女房の名のこと」に説明されてゐる用例に合致するものである。一般に、女房名に勤務先が冠せられるといふ場合、その勤務先とは後宮殿舎、ないしはその延長としての后妃の里第、上皇の御所である後院の意と心得るべきであって、単なる貴族の私第をもその中に入れて考へるのは誤りである。時代が下ると、いはゆる里内裏が生じ、太政官の執政の領有する第宅が次々に内裏の延長となるので誤解され易いのだが、『大和物語』の時代にはまだそれが無いことは断るまでもないであらう。「五条の御」といふ呼称は、伊勢守某・業平女夫妻に侍仕した結果として冠せられたものではなく、本来、「五条の御」と呼称されてゐた女性が、夫妻に侍仕することになったのであると弁へられなければならない。

さうだとすれば、「五条の御」は現在こそ守の召人といふしがない境遇にあるものの、本来は五条第を里第として後宮女官として出仕してゐた女性であったと想定される。「五条の御」とはその折の呼称であり、言はば、過去の栄光の生活を窺知させるものである。彼女はまづ「五条の御」として社会に存在したのであり、転じて守の召人となつたのは、零落したのに他ならなかつた。

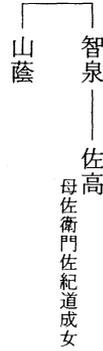
第六十段に次のやうに所見する。

五条の御といふ人ありけり。男のもとに、我（が）かたを急にかきて、女の燃えたるかたをかきて、煙をいとおほく燻らせて、かくなむ書きたりける。

きみをおもひなま／＼し身をやくときは煙おほかる物にぞありける

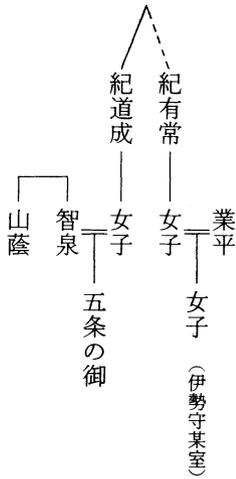
右は「五条の御」が誰のもとに贈った歌かは判らないが、一種の奔放な、倨傲な心情を物語ってるよう。「一条の君」が「鬼のかた」を伊勢に書き贈った話柄に通ふ趣があらう。

『尊卑分脈』（二の282頁）に

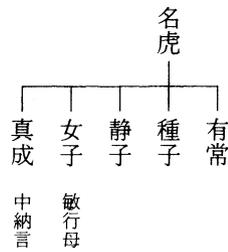


と見える。「五条の御」が山蔭女でなく、山蔭姪であった場合、智泉のつまが紀道成女であることと、業平室が紀有常女であることが一脈の繋がりを有するやうに思はれる。棟梁、滋春兄弟の生母が有常女であったとすれば、山蔭姪が業平女と繋がる線を、ともに生母が紀氏であったところに見出し得るのではなからうか。但し、紀道成は管見に入らない。

五条の御仮系図



『群書類從』系譜部卷第六十三「紀氏系圖」に



とあるが、『公卿補任』に「中納言真成」は見えない。

ところで「五条——」といふ呼称から想起される女性が一人存在してゐた。

『拾遺集』巻五、賀に

五条内侍のかみの賀民部卿清貫し侍りける時屏風に

伊勢

おほ空に群れたる鶴のさしながらおもふ心のありげなるかな

と所見する。『伊勢集』<sup>(33)</sup>に

此の内侍のかみの四十の賀を清貫の民部卿つかうまつり給ひける御屏風の若菜摘みたる所に

春の野の若菜ならねど君が為年の数をも摘まむとぞ思ふ

以下十二首が見える。右の賀を行った清貫は延長八年六月廿六日に清涼殿に落雷があつた時震死してゐる。清貫がその賀を祝つた「内侍のかみ」が、高藤女満子であることは疑ひないであらう。『日本紀略』承平七年十月十三

日の条に

十三日壬辰。尚侍正二位藤原満子薨。(36頁)

と見え、『大和物語』第百八段に見える忠平女貴子が尚侍となったのはその後を襲ったものである。

満子が「五条尚侍」と呼ばれた証は右の『拾遺集』以外には見えない。しかし、『伊勢集』の「此の」は落着かない表現であり、「こ条」の誤読である公算は大きいと思はれる。

『拾遺集』卷八、雑上に

五条の内侍のかみの賀の屏風に松の海にひたりたる所を

伊勢

海にのみちちたる松のふかみとりいくしほとかはしるへかるらん

と所見する。

尚侍満子の四十の賀は延喜十三年のことであった。『日本紀略』延喜十三年十月十四日の条に

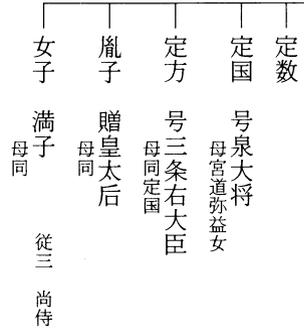
十四日壬午。於<sub>ニ</sub>内裏<sub>ニ</sub>賀<sub>ニ</sub>尚侍<sub>ニ</sub>從三位藤原満子<sub>ニ</sub>四十算<sub>ニ</sub>。即以<sub>ニ</sub>神筆<sub>ニ</sub>給<sub>ニ</sub>正三位々記<sub>ニ</sub>。(17頁)

と所見する。『貫之集』(「新訂土佐日記」)に

延喜十三年十月十四日、尚侍の四十の賀の屏風の歌、内裏の仰せにて奉る

(歌略)

と所見する。満子は延喜十三年に四十歳であったと知られる。逆算して貞観十六年の誕生となる。『尊卑分脈』(二の55、58頁)に、



と記載されてゐる。「大日本史料」第一編の二、寛平八年六月三十日の胤子薨去の条に所引の〔中右記〕に

女御藤胤子 寛平八年六月卅日卒、廿一、

内大臣高藤女、醍醐帝母也、

と見えるので、胤子は貞観十八年の生誕となり、満子の方が二歳の年長であった。但し、胤子所生の敦仁親王醍醐天皇は仁和元年の生誕であるから、胤子十歳の時の出産となるので、薨時廿一歳といふ所伝は必ずしも信憑度の高いものとは言へない。満子の方が年少であったのかも知れないが、ともあれ、満子が尚侍に昇つたのは、姉妹の胤子が宇多天皇に入内して皇太子の生母となつたことと無縁ではないであらう。

『貞信公記』延喜七年十一月廿四日の条に

廿四日、丁酉、依四条殿穢、改此日行祭事（6頁）

と所見するが、「四条殿」とは、同年十月十七日に薨逝した「從三位宮道朝臣列子」（『日本紀略』同日条）を指す。す

なはち、胤子、満子の生母である。宮道列子は四条第に居住したと考へられるので、胤子が里第としたのも四条第であつたらうか。さうすると、満子が「五条尚侍」と呼ばれたのは、別に五条第を設けて里第としてゐたことに因るであらう。たとへば五条第で婚姻生活を営んでゐたとしても不都合はないのである。これは単なる臆測に過ぎないが、延喜十三年満子四十の賀を祝つた清貫は満子と結婚してゐたのではないかと考へられる。清貫は延喜十三年には四十七歳であつた。当時、算賀のことは、夫婦、親子、君臣等の関係者が企画するもので、清貫と尚侍満子との間にはこれといつて特別の血縁を見出すことができない以上、夫婦であつたと見るのが一番近道なのである。すでに参議に列してゐた清貫が、たとへば満子の家司であつたといふやうには考へ難いからである。

遡つて、満子が尚侍に任じられたのは延喜七年二月七日であつた。延喜六年五月廿八日尚侍淑子が薨去した後を承けたものである。さうすると、満子が「五条尚侍」の呼称を有したのは、延喜七年二月七日から承平七年十月十三日までのことであつた。満子が、淑子のあとを襲つて尚侍に任じられる以前に、典侍ないし掌侍であつて、その時も「五条内侍」と呼ばれてゐたかどうか明証はない。ただ、少なくとも満子は、宇多天皇の登極に伴ひ、姉妹の胤子がその後宮に入つた縁により、後宮女官に任官されたと見られるのであり、かりに、山陰女の「五条の御」が光孝天皇の後宮に侍仕する女官であつたとしても、時期の上で入れ替つたものと見ることが可能なのである。同一後宮において、別に血縁関係にない二人の女性を、ともに「五条」を冠して呼称するやうな紛らほしい扱ひはしないのが常である。これを逆に言ふならば、宇多天皇の後宮に「五条」を冠せられる満子があるからには、「五条の御」が同時にその後宮にゐたのではないといふことができる。「五条の御」は、光孝天皇以前の後宮にゐたと考へられるのである。

『貫之集』（『新訂土佐日記』）に

三条の内侍の方違へにわたりて、つとめて帰るに、ものなど云ふついでに、「『雫に濁る』」という歌ばかりはいまはさらにえよみ給はじかし」などいひて車に乗るによめる

家ながら別るときは山の井の濁りしよりもわびしかりけり（27頁）

と所見する。「頭注」には「三条の内侍」を「醍醐天皇女御、三条御息所。右大臣定方の女」とするが、かりに、尚侍満子が「五条の内侍」でなく「三条の内侍」であったとすれば、その里第が三条第であったことにならう。定方の三条第が三条四坊において東西に三町に亘って存在したことは周知のところであり、醍醐女御能子が三条第を里第としたとしても、尚侍満子が三条第を里第とする余地は充分にあったとみなされるのである。

## 六

「陽成院のすけの御」の項に詳述したやうに、かりに山蔭女で陽成天皇の後宮にふさはしい年齢の女性がゐたとすれば、山蔭女元善が光孝天皇の更衣・女御となつてゐるところから類推して、おそらく陽成天皇更衣となつたであらうと思はれる。山蔭が男遂長のむすめを「陽成院のすけの御」としたのは、山蔭には陽成天皇にふさはしい年齢のむすめがゐなかつたといふ事実を裏付けるものだらう。「五条の御」が山蔭女にせよ、山蔭姪にせよ、——姪を養女として入内させる例は良房における長良女高子に見られる。——おそらく陽成天皇にはさだ過ぎてゐたのに相違ない。それはつまり、ほぼ陽成天皇と同年配とみなし得る在原滋春に対してもあてはまつてゐたのかも知れない。「五条の御」はむしろ、棟梁と釣合ふ年齢であつたかのやうに思はれる。因みに、業平と山蔭は同年配で、山蔭が一歳年長であつた。ごく単純な計算をすれば、業平の子女と山蔭の子女とは同年配であり得たわけである。

保則室である業平女が清貫を儲けたのは貞観九年であった。時に保則は四十三歳である。前掲の「伊勢の守」の候補者の中から、保則——清貫親子の年齢に準じて選択すると、諸藤が見出されるのである。諸藤の同母兄諸葛は、保則と同年もしくは一歳の年少である。保則四十三歳の貞観九年に、諸藤は四十歳未満であったとみなし得る。諸藤女所生の貞真親王は貞観十八年に一歳であった。その生母である諸藤女は十五歳以上であったと考へなければなるまい。ほぼ貞観初年の生まれであつたらう。

かりに、貞真親王の生母である諸藤女が、業平女の所生であつたとの仮定が許されるとすれば、諸藤と業平女との結婚は天安、貞観の交であつたかも知れない。あるいは、保則と清貫母との結婚に先行してゐたかも知れない。

「五条の御」は清和天皇の後宮に侍仕する女官であつたと考へたい。在原業平女を室としてゐた「伊勢の守」は諸藤であるとみなしたい。斎宮頭として十三年間も知られてゐたこと、元慶八年正月に「前伊勢守」と呼ばれてゐたこと、その女子が清和後宮に入つて貞真親王を儲けたことなど、諸々の状況からの臆測に過ぎない。そして、清和天皇の讓位後、退出した「五条の御」が諸藤室である業平女のもとに身を寄せたといふことは、貞真親王の生母である諸藤女があるいは業平女の所生ではないかと思はせるのである。もとより、貞真親王の生母である諸藤女も、「五条の御」もともに清和後宮に侍仕する女官に他ならなかつた。それぞれに君寵を蒙つたが、諸藤女は皇子を儲け、「五条の御」は子女を儲けることもなく、寵愛も長くは続かなかつたといふことであらう。その結果として、諸藤女は清和後宮に記録されることとなり、「五条の御」は跡を留めなかつたといふことである。

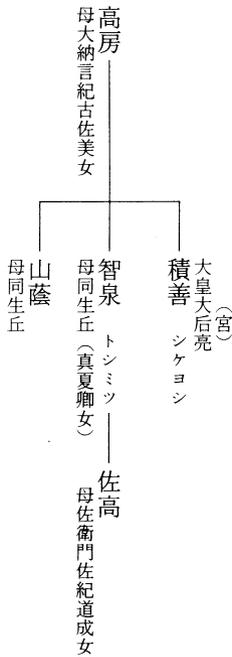
そして、「五条の御」は山蔭のむすめではなく姪であつたとみなしたい。それは、「みひめ」と「みめひ」との

伝承の途次における可変性が混乱の原因であるわけだが、むすめを「ひめ」と称する用例が『大和物語』には他に見えないところから類推したものである。

たとへば、『本朝皇胤紹運録』を見ると、嵯峨天皇の皇女で源姓を賜ったものは「姫」字を通字としてゐる。内親王はすべて「子」字を通字としてゐて、その点で以後の歴代の皇女は、内親王も賜姓皇女もほぼ同様である。

ところが、醍醐天皇の後宮に菅根女淑姫、村上天皇の後宮に元方女祐姫、在衡女正妃、の名前が見出されるのであって、このことは、藤氏における意図的な模倣ないし借用の意識を窺知させずにはゐないのである。つまり、『大和物語』の「五条の御」に関する話柄が発生し、伝承され、記録された期間に、山陰女を「みひめ」と呼ぶかどうか、それが自然な、ありふれたむすめの呼称であるかどうか疑はしいものがある。

明証はないが、山陰姪の「五条の御」は、智泉女であったやうに思はれる。『尊卑分脈』（二の冊、282頁）に次のやうに記載されてゐる。



右の系図で高房母が紀氏であること、佐高母が紀氏であることは、智泉と紀氏との由縁が浅からぬものであることを示してゐる。紀氏は、名虎女の種子が仁明天皇に、同じく静子が文徳天皇に入内してゐる家柄である。紀

有常女が業平室であることは言ふまでもない。「五条の御」が業平女のもとに身を寄せたことから臆測すれば、「五条の御」が、佐高母と同一の紀氏を生母とする智泉の女子であったとは見られないであらうか。

『大日本史料』第一編の九、天曆四年五月廿四日、憲平親王生誕の条に掲出の〔御産部類記〕所収の「九条殿記」に、

於在衡五条宅有御産事之由、或本□物□外記々云、遠規春日高倉宅云々、(535頁)  
の傍注が見える。『大鏡』第一卷の「冷泉院」には次のやうに所見する。

この帝、天曆四年庚戌五月廿四日、在衡のおとゞのいまだ從五位下にて備前介ときこえけるおりの五条家にて、むまれさせたまへり。(49頁)

冷泉天皇が生誕したのは、師輔の家司である遠規宅であったが、「在衡五条宅」といふ所伝もあったらしい。山蔭——有頼——在衡が五条第を所有してゐたと見てよいであらう。

当代の第宅の伝領についてみると、父からその男子へ直接的に続くことはないが、一世代おいた孫が祖父の第宅を伝領するケースはある。もとより、父からその男子へは続かないといふ現象は、父の本第が男子ではなく女子の婚姻の場として提供されなければならず、男子は別に、自分の妻の家の方を主たる生活の場とするところから、父と男子とは別居するといふ事情の顕現なのである。それが孫の代となると、同様に、父と男子とが別居するに当り、ほぼ祖父の方の生活が終了してゐることにのみなり、孫が祖父の第宅に戻ったやうな現象を呈する。上流貴族は、たびたび第宅を沽却したりはしないので、所領権が子孫に伝承されるのが本分であることは、現代と変らない。

在衡が五条第を領有してゐたことが事実であつたとすれば、祖父の山蔭が五条第を所有してゐた蓋然性は高い。

つまり、「五条の御」の五条第が山蔭宅であつた公算は大である。しかしながら、「五条の御」が山蔭のむすめであつたとすれば、おそらく内裏を退出したあとで業平女のもとへ身を寄せて、伊勢守の召人となるやうな境遇となる必要はなかつたのではあるまいか。「五条の御」は山蔭のむすめではなく姪に過ぎず、おそらく山蔭の猶子として清和後宮へ入内せしめられたのではなかつたか。それが、彼女智泉女の「五条の御」の経歴であつたと考へられるのである。因みに、「五条の御」に第宅名を冠するに当り、染殿第や閑院第の如く、固有の第宅名すなはち、在衡第の前身である山蔭第の名称をではなく、その第宅の所在する漠然たる条坊名の「五条」を冠したのは、「一条の君」の呼称と同工の機縁に由ると思はれるが、それについては、「一条の君」の項に詳述する。

## 若狭の御

『大和物語』第十五段に次のやうに所見する。

又釣殿の宮に若狭の御といひける人をめしたりけるが、又も召なかりければ、よみてたてまつりける、  
かずならぬ身に置くよひのしらたまはひかりみえさすものにぞありける

とよみてたてまつりければ、みたまひて、「あなおもしろのうたよみや」となむのたまひける。

右の「釣殿の宮に若狭の御といひける人をめしたりけるが」といふ行文は、まづ第一に、他ならぬ「釣殿院」といふ場所に、「若狭の御」を召したといふところに強意があると考へられる。「釣殿院」は、「釣殿宮」と呼称され

た、光孝天皇皇女綏子内親王の院宮であった。

管見によれば、光孝天皇母儀の総継女沢子の里第であつて、光孝天皇の生誕したところである。本来は、沢子所生の仁明天皇皇女新子内親王の所領となるのが筋であつた。しかしながら、新子内親王は寛平九年十一月廿四日に薨逝したので、「釣殿院」には伝領すべき女性がなくなつてゐた。班子女王と宇多天皇とのはからひにより、班子女王所生の綏子内親王と陽成上皇との婚姻の場として提供されることとなり、綏子内親王に附屬せしめられたものと想定される。したがつて、陽成上皇と綏子内親王との婚姻は、新子内親王の薨逝した寛平九年以降のことであつたと思はれるのである。陽成天皇は三十歳を越えてゐた。

『大日本史料』第一編の四、延喜十二年雑載の条に、「売買」として〔東寺百合文書〕が掲出されてゐる。「買人」は、「正六位上源朝臣理」で、「保證」は、「陽成院釣殿宮舎人長宮処今水」であつた。源理は、「左京一条一防、戸主中納言從三位兼行陸奥出羽按察使源朝臣湛戸口」である。右の保證人となつた人物は、「陽成院釣殿宮」の舎人長であつたわけである。延喜十二年「釣殿院」は、「陽成院釣殿宮」と呼称されてゐたといふことが判る。

『吏部王記』延長八年正月二日の条に

二日、参左大臣殿云々、〔畢〕陽成上皇御在所参冷泉院、設享如常、賜祿、直罷出、(35頁)

とある。傍注によれば、「冷泉院」は陽成上皇の御在所のことであるから、延長八年には「冷泉院」が上皇の後院であつたと思はれる。

『日本紀略』によれば、綏子内親王は延長三年四月二日に薨逝してゐる。そのあと「釣殿院」がどうなったのかは判らない。綏子内親王が王女を儲けてゐれば、その王女が「釣殿院」を伝領するのが建前であるが、『本朝皇胤紹運録』には王子女の所見がない。

さて、「若狭の御」とは誰であるかと考へる場合、手がかりとなるのは、この第十五段の話柄が、陽成上皇と綏子内親王との婚姻の事実と、どのやうにかかはつてゐるかといふことのみである。従来は、「若狭の御」を綏子内親王に侍仕する女房として想定するのが通説であつた。それは、のちに述べるやうに、『後撰集』卷十六、雑歌二に所見する「武蔵」の記名に、「釣殿のみこのもとに侍りける」と注記されてゐることと無縁ではあるまい。同時に、「——の御」を、内裏のみならず、親王家や撰閔家に侍仕する女性にも及ぼして考へる傾向があることも関連してゐるだらう。

しかしながら、本稿においては、「——の御」とは、他ならぬ内裏女房、後宮女官にのみかかはる呼称であると考へるのである。単なる貴族の第宅はもとより、たとへ親王家、撰閔家といへども、内裏以外の場所に侍仕する女性には及ばないものと予想するのである。「——の御」とは、他ならぬ後宮女官であつて、君寵を蒙つた女性の謂ではなかつたか。「若狭の御」とは、一旦、内裏において天皇の後宮に伺候したゆゑに冠せられた呼称であつて、少なくとも、初めから陽成上皇の後宮に侍仕してゐた事実を指掌するものではなからうか。つまり、陽成上皇が、「若狭の御」と呼ばれてゐた御息所を、新しい結婚の営まれることとなつた「釣殿院」へわざわざ召し寄せたといふそのことが、第十五段の眼目であつたと解するわけである。

二

「若狭の御」は、陽成上皇が綏子内親王と結婚する以前に、陽成上皇の生活圏に属してゐた女性であつたであらう。すなはち、「陽成院」にあつて、陽成上皇に侍仕してゐたのではなかつたらうか。

『日本三代実録』元慶八年二月四日の条に、

是日。天皇出<sub>レ</sub>自<sub>二</sub>綾綺殿。遷<sub>三</sub>幸<sub>二</sub>二条院。……今皇帝於東二条宮。百官諸仗圍繞相從。二条院。与<sub>二</sub>二条宮。相去東行數百步。是夜。皇太后出<sub>レ</sub>自常寧殿。遷<sub>三</sub>御<sub>二</sub>二条院。焉。(547頁)

と所見する。讓位した陽成天皇は、綾綺殿から「二条院」へと遷幸したが、「二条院」は、新帝光孝天皇の居宅である「二条宮」へは、東へ數百歩行けばよい位置にあった。「二条院」とはつまり、大炊御門南・西洞院西の「陽成院」を指し、「二条宮」とはつまり、大炊御門北・町東の「小松殿」を指す。同夜、陽成母後の二条后高子も、常寧殿から、「陽成院」へ遷御してゐる。

それゆゑに、讓位後の陽成上皇は、まづ、「陽成院」を後院としたと考へられる。因みに、『大日本史料』第一編の一、寛平三年是歳の条に所引の「明匠略伝」「玄照律師」に

陽成太上天皇、於二条院、賀皇太后五十之算、屈六十口名僧、(900頁)

とあり、寛平三年に陽成上皇によって、二条后高子の五十の賀が、「二条院」において行はれたことが知られる。時に、上皇は二十四歳であった。すなはち、寛平三年頃の上皇の後院は、「陽成院」であったと見てよいだらう。

そして、先掲の如く、昌泰元年以降と目される綏子内親王との結婚のあととは、「釣殿院」を主たる院宮としたので、「釣殿院」は、「陽成院釣殿宮」と呼称されるやうになつたのである。

「釣殿院」を婚姻の場とする、綏子内親王との結婚は、昌泰元年以降に、新たに陽成上皇の身の上に生じた出来事に他ならなかつた。そのため、これまでの君寵を失ふ羽目になつた「若狭の御」の自己認識こそ、「数ならぬ身」の詠嘆であつたに相違ないのである。班子女王所生の光孝天皇皇女、すなはち、后腹の内親王の出現によつて、今更のやうに「数ならぬ身」を思ひ知つた「若狭の御」の哀感が、この章段の主調音であつた。

「若狭の御」の父である若狭守については手がかりがない。『日本三代実録』の元慶八年三月九日の条に、「従五位下源朝臣保為若狭守。」(583頁)と所見する。単なる可能性としては、仁和年間中は源保が若狭守であったであらうから、その間にむすめが陽成後宮に出仕したとすれば、「若狭」と呼ばれたであらう。源保は、北辺左大臣源信の男である。

なほ、陽成天皇が讓位し、光孝天皇が受禪したのが二月四日であり、源保が若狭守に任じたのが三月九日であるからには、たとへ、「若狭の御」が事実、源保のむすめであったとしても、「若狭」として陽成後宮に出仕するやうになったのは、陽成上皇の讓位後「陽成院」を後院としてであることは言ふまでもない。つまり、厳密な意味では、大方の陽成上皇の後宮女官は、内裏女房ではあり得なかつたことになる。

陽成上皇は、元慶八年に讓位した時、僅か十七歳であつた。その第一皇子は源清蔭であり、『公卿補任』延長三年に四十二歳で任参議と見えるから、元慶八年の生誕である。生母「紀氏」のみは、陽成天皇在位期間に入内してゐたわけである。他に、源清遠の生母として「佐伯氏」がをり、第一親王元良の生母の「主殿頭藤遠長女」がある。元良親王は寛平二年の生誕であるから、「主殿頭藤遠長女」の陽成後宮への出仕は、讓位後の仁和年間とみなすのが常識的であらう。

陽成上皇の嫡室的存在であつたのは、第三親王元長の生母である「姉子女王」であつた。元長親王は、『尊卑分脈』(三の360頁)に、天延四年九月十日に七十六歳で薨逝したと見えるので、昌泰三年の生誕となる。同母姉妹の長子・儼子内親王の生誕年は不明であるが、「姉子女王」は、寛平九年七月十三日醍醐天皇の即位式に褰帳を務めた「姝子(姤子)女王」の異伝であらうとみなされるので、「姉子女王」と陽成上皇との結婚が、寛平九年以降であることは確かであらう。この「姉子女王」が、おそらく、是忠親王王女であらうといふことについては、前稿に

詳述したところである。管見によれば、「姉子女王」と陽成上皇との婚姻の場となった第宅は、「清和院」であった。

陽成上皇の後宮は以上に尽き、極めて小人数であることが判る。一つには、「おりみのみかど」であるゆゑに記録が洩れたといふこともあらうが、出仕者の絶対数も少なかったのではないか。あるいはむしろ、天皇の後宮が異常に多過ぎるのであると言ふべきかも知れない。もとより、皇胤の増殖をはかる意識の頭れであらう。

### 三

以上述べたところは、「若狭の御」を少なくとも綏子内親王と陽成上皇との婚姻が行はれる以前に、陽成上皇の後宮にあった女性として考へるものであるが、さうではなく、新しい存在として見ることも可能である。その可能性の一つが、「武蔵」との混同である。『後撰集』巻十六、雑歌二に

陽成院の帝時々とのゐにさぶらはせ給ひけるを久しうめしなかりければ奉りつる

武蔵

と詞書して、『大和物語』第十五段の同一歌を載せてゐる。これに従へば、『大和物語』の「若狭の御」と、『後撰集』雑二の詠者の「武蔵」とは、同一女性を指掌することになる。それゆゑに、『後撰集』雑二の詠者「武蔵」の名に、「釣殿のみこのもとに侍りける」といふ注記が加へられた伝本が見られるのは、『大和物語』第十五段から帰納されたものと推察される。しかし、『大和物語』第十五段の「釣殿の宮に」といふ言葉は、「釣殿院」といふ院宮を指掌するもので、「釣殿宮綏子内親王」の許に出仕してゐたといふ事情を説明するものではないから、『後撰集』雑二の「武蔵 釣殿のみこのもとに侍りける」は、『大和物語』第十五段を誤解したものに過ぎない。また、「若狭」と「武蔵」とが、草体において誤読される可能性が全くないとは思はれないので、「若狭の御」ばかりで

なく、「武蔵」の方も、「武蔵の御」と呼称され得る地位にあったと考へてもよいであらう。『後撰集』は、「伊勢の御」を「伊勢」と、「大輔の君」を「大輔」と記名するのであるから、『大和物語』の「若狭の御」と、『後撰集』の「武蔵」とが全く乖離した存在であるとは言へないであらう。「武蔵」もまた、「武蔵の御」と呼ばれてゐただらうか。

#### 四

『大和物語』第百三段に次のやうに所見する。

平中が色好みけるさかりに市に行きけり。なかごろは、よき人々市にいきてなむ色好むわざはしける。それに故後の宮の御達市にいでたる日になむありける。平中いろこのみかゝりてになう懸想しけり。のちに文をなむおこせたりする。女ども「くるまなりし人はおほかりしを、誰にある文にか」となむいひやりける。さりければ男のもとより、

もゝしきの袂のかずはみしかどもわきておもひの色ぞこしき

といへりけるは、武蔵の守のむすめになむありける。

右に登場する「武蔵の守のむすめ」が、「故後の宮の御達」の範疇に入る女性であることは疑ひない。「御達」をこの状景に即して解釈するならば、「御」と「達」で、複数を表してゐて、「武蔵の守のむすめ」が、「武蔵の御」とも呼ばれ得る存在であらうと考へることができると、さらに、『大和物語』第十五段が、本来は「武蔵の御」であつたものを「若狭の御」と変改したとか、または、『後撰集』雑二が、本来は「若狭の御」であつたものを「武蔵の御」とみなし、これを「武蔵」と記名したとか考へるにしても、それは「若狭」と「武蔵」とい

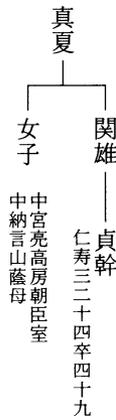
ふ国名の誤読ないし取り違へといふ単純な現象に過ぎず、そこに大きな変改つまり虚構の意識はなかったと見てよいのではないか。つまり、陽成上皇が召した女性も、平貞文が懸想した女性も、「——の御」と指呼され得る身分であったと想定したいと思ふのである。

因みに、「若狭の御」と「武蔵」について、次のやうな所説があるのは注目に値しよう。すなはち、雨海博洋「武蔵守女と若狭の御」（『大和物語の人々』）は、「武蔵」を「武蔵守経邦」のむすめ、「若狭の御」を「若狭守忠行」のむすめと推定してゐる。忠行と経邦とは兄弟であり、同産ではないが、伯叔母と姪の關係にあつた紀名虎女と富士麿女とをそれぞれ生母とするために、混同され易い出自を有した、それが「若狭の御」と「武蔵」との伝承の途次における移動の原因であつたと考へるのである。傾聴すべき見解である。

但し、雨海所説が、『大和物語』第百三段の事件年時について、平貞文が右兵衛少尉に任ぜられた寛平九年五月廿五日以降、同年十二月十三日に清経が右兵衛督に任ぜられて間もない、寛平九年十二月の「宇多上皇舟遊」の頃、といふ適切な時日を鋭く指摘してゐるにもかかはらず、少なくとも、寛平九年十二月以前に、経邦が武蔵守であつたといふ証左を呈示してゐないのは如何であらうか。平貞文と「故後の宮の御達」である「武蔵」との出会ひが、寛平九年十二月であつた以上、「武蔵」はそれまでに、「故後の宮」に出仕した身分であつて、「武蔵」と呼称される「御達」であつたはずである。父親の武蔵守は、少なくとも寛平年間にはその任に就いてゐなければならぬまい。雨海所説では、武蔵守を経邦の極官としてゐるが、それでは右の条件に反するであらう。寛平九年にはすでに仕立てゐた女官が、のちに、父親の極官の職名を冠せられて呼ばれることになるとは考へ難い。女官名称は、当該女官の初出仕時点における父親の官職名を冠するものであることは、先掲の橘好古女等子の事例によつて明らかであらう。

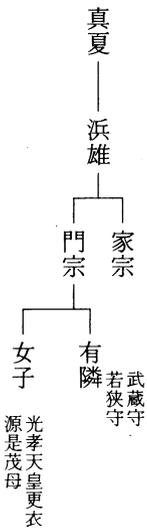
『大日本史料』第一編の四、延喜十一年六月十五日の条に所引の「伏見宮御記録」「亭子院賜飲記」に、「出羽守藤原経邦」（330頁）と見える。経邦は延喜十一年には出羽守であったことが知られるのみであり、経邦のそれ以前の受領補任については管見に入らない。仁和元年には関雄の男貞幹が武蔵守となり、延喜六年には邦基が武蔵守に任じられてゐるが、その間の寛平から延喜へかけての記録が見出されない。

すなはち、『日本三代実録』仁和元年正月十六日の条に、「従五位上藤原朝臣貞幹為武蔵守。」（580頁）と見える。『尊卑分脈』（二の190頁）に左のやうに記載されてゐる。



『公卿補任』延喜廿一年に、邦基が四十八歳で任参議と見え、尻付に、「延木六八廿八武蔵守。同七正七従五上。」と見える。

また、『尊卑分脈』（二の188、189頁）に



と記載されてゐるが、有隣の任武蔵守は何時のことか判らない。<sup>(36)</sup>

要するに、「武蔵の御」ないし「武蔵」を経邦のむすめとするのには、経邦の任武蔵守の時期が知られなければならない。経邦の女子の一人である盛子は、師輔室として長子伊尹以下多くの子女を儲けてゐる。『公卿補任』天徳四年に、伊尹が三十七歳で任参議と見え、尻付に、「延長二年甲申生。右大臣師輔一男。母武蔵守従五位下藤原経邦女贈正一位盛子。」とあり、同書安和元年に、兼家について「故右大臣師輔公三男。母贈正一位藤原盛子（信乃守従五位上経邦女）」とある。右は、伊尹生誕の延長二年に、経邦が、従五位下武蔵守であり、兼家生誕の延長七年には、従五位上信濃守であったことを示すのであらうか。

『後撰集』卷十五、雑歌一に

忠房朝臣津の守にて新司治方がまうけに屏風てうじて彼の国の名ある所所絵にかかせてさび江といふところ  
ろに書けりける 忠岑

年をへて濁りだにせぬさび江には玉もかへりて今ぞすむべき

と所見する。『古今和歌集目録』に、忠房について、「延喜廿二年正月卅日任大和守。延長二年四月得替。三年正月廿日任山城守。六年十二月一日卒。」と見え、任撰津守は、少なくとも、延長四年以降、晩年のことであつたらう。つまり、延長五、六年頃、経邦男治方が新撰津守に任じたのである。治方の新しい官職が、盛子の兄弟として、盛子が師輔の家家となり、伊尹、安子以下の子女に恵まれた嫡室的存在であつたことと密接な繋がりを有するものであらうことは瞭然としてゐる。

## 五

ところで、「武蔵」の侍仕した「故後の宮」については、論が分かれ、洞院后班子女王と七条后温子との二説が

ある。

『十訓抄』<sup>(37)</sup>第五「可撰朋友事」に

これも大和物語に云。武蔵守なる人の娘洞院後の女房にて候けるが (69頁)

と物語られてゐる。また、『続後撰集』<sup>(38)</sup>巻十一、恋歌一に

七条の後宮の武蔵に遣はしける

平定文

として、『大和物語』第百三段の「平中」の同一歌を載せてゐる。いづれも、『大和物語』に見える「故後の宮」を班子女王とすべきか、温子とすべきか、編著者の見解によつて取捨選択されたものであらう。

『日本紀略』によれば、「皇太后」班子女王は、宇多上皇とともに、寛平九年八月九日に内裏を出て、「東三条院」に遷御してゐる。翌年、昌泰元年二月十三日には、「東洞院宮」において、宇多上皇の餞別の宴を催してゐる。宇多上皇が二月十七日に、「朱雀院」へ移御することになったからである。班子女王・宇多上皇が、「東三条院」から「東洞院宮」へ転居したのが何時かは判らない。

一方、「皇后」温子は、宇多上皇・班子女王より一足早く、寛平九年七月廿六日には内裏を出て、「東五条堀川院」へ移御してゐた。温子が、「五条宮」から「朱雀院」へ入御したのは、宇多上皇に遅れて、昌泰元年四月廿五日であつたから、その間はずっと、「東五条堀川院」に住んだと見てよいであらう。

さて、平貞文と「武蔵」との出会い、南海所説に従ひ、寛平九年十二月と見ることが出来る。この時期に、班子女王は「東三条院」ないし「東洞院宮」に、温子は「東五条堀川院」に住んでゐた。

『拾芥抄』中「宮城部第十九」に、

東市屋ノイチヤ 七条ノ坊門南 猪熊東(限) (40頁)

と所見する。「故後の宮の御達市にいでたる日になむありける。」といふ文意は、「東市屋」の近くに住んでゐる「御達」が、しばしば市に向いた事情を暗示してゐほしきだらうか。四条南・堀河東の「東五条堀川院」に伺候するやうになつて、内裏に出仕してゐた時は思ひもかけなかつた楽しみを見出した「御達」のさざめきが彷彿とするのではないか。「故後の宮」は、『大和物語』第四百四十七段にも、明らかに、温子を指掌する名称として使用されてをり、第百三段の「武蔵」が侍仕してゐた「故後の宮」は温子と見る方が妥当である。

因みに、『平中物語』第三十八段に、「後の宮」として班子女王を指呼してゐること、および、『大日本史』に、「后初め小松宮に在りしとき、市に出でて物を買ふ。」とあることは、『大和物語』第百三段の垂流譚の問題として処理し得るだらう。『平中物語』は、虚構性において、『大和物語』より色濃いものがあるだらう。「小松宮」は、光孝天皇の晩年の御在所であるが、班子女王が里第としたといふ所伝は見出されない。事実、班子女王が、市に出て物を買ふのを楽しみとしたとするならば、むしろ、光孝天皇が時康親王であつた時代か、班子女王もまた仲野親王王女として、六条第にあつた——管見によれば、「中六条院」がその前身である——時代、ないし、「六条皇后」と呼ばれた時代であつたと考へられる。そのことは、すなはち、六条第が、七条の「東市屋」に近接してゐることによつて、ありさうな事柄として首肯できる。

逆に言へば、宇多天皇讓位後、班子女王が「東洞院宮」を里第とした時代には、さうはしなかつたといふことでもあらう。今日のそれとは異なり、牛車を連ね、従者を率ゐて、不自由な服装に身を包んだ女性が市に出るのであるから、距離は極めて重大な問題であつた。

以上見て来た如く、平貞文が「東市屋」で「武蔵の守のむすめ」に懸想したことと、陽成上皇が「釣殿院」に、「若狭の御」を召したことが、それぞれ、寛平九年十二月と昌泰元年以降と目されるので、「武蔵」と「若狭の

御」との宮仕への時期は、ほぼ重なるものと見てよい。「武蔵」は、宇多天皇皇太夫人温子に侍仕する女房であり、「若狭の御」は、陽成上皇の後院「陽成院」における御息所であったと考へられる。「武蔵」と「若狭の御」の話柄に共通するモチーフは、一度逢って二度がないといふ悲劇であった。状況こそ違へ、その点にこそ、二つの話柄を混同する最大の因由があつたと推察される。と同時に、一方の主人公が平貞文であり、一方の場所が「釣殿院」であるといふところに、共通点として班子女王を連想せざるを得ない当然の理由があつた。すなはち、平貞文は、仲野親王王子茂世王の裔であり、仲野親王王女班子女王所生の光孝皇女綏子内親王の所領する院宮が「釣殿院」に他ならなかつたからである。

### 陽成院のすけの御

『大和物語』第十六段に次のやうに所見する。

陽成院のすけの御、まゝちゝの少将のもとに、

はるの野ははるけながらもわすれぐさ生ふるはみゆるものにぞありける

少将かへし、

春の野におひじとぞおもふわすれ草つらき心の種しなれば

右の「陽成院のすけの御」は、『本朝皇胤紹運録』や「尊卑分脈」(三の39頁)に、元良親王の生母として記録されてゐる「主殿頭藤遠長女」を指呼する呼称であると考へられる。主殿寮は、掃除、湯沐、薪油のことを掌る役所で、主殿頭はその長官である。この「遠長」は、初め次官の主殿助であつたのではないか、そのむすめが、蔵人、女孺等の一人として、陽成天皇の後宮に侍仕してゐて、君寵を蒙つたとすれば、その女性は、〈主殿助の御〉

と呼ばれ得るだらう、それが、「陽成院のすけの御」と指呼される女性ではなかったであらうか、このやうに推測することができるのである。

右の「遠長」を、『尊卑分脈』（二の291頁）に、「山蔭——遂長從五位下」と記載されてゐる山蔭男遂長に比定するところが可能である。その理由については、拙著『多武峰少将物語の様式』第五章第三節に記述したので、本稿では重複を避けて記述しない。先に、「五条の御」が、山蔭の姪おそらく智泉の女子であつて、清和後宮に入内した女性であつたのではないかと述べたが、山蔭兄弟は、清和——陽成皇統と深い繋がりをも有してゐたらしい。

『日本三代実録』陽成天皇の元慶元年四月二十六日の条に、大嘗会検校并悠紀主基行事を定めたことが見え、次のやうにある。

從四位上行右京大夫兼美濃守源朝臣寛。式部大輔正五位上兼行美濃權守橘朝臣広相。從五位上守左少弁巨勢朝臣文雄。左衛門權佐從五位上兼行美濃權介藤原朝臣維範。從五位下行肥後介藤原朝臣智泉。從五位下行美濃介藤原朝臣時長。并六位四人行<sub>ニ</sub>悠紀事。（406頁）

右の記事に見える智泉と時長は、高房の男で、山蔭と同産の兄弟であつた。『尊卑分脈』（二の282、284、291、304頁）によれば、



となる。元慶元年において、智泉は肥後介、時長は美濃介であつたことが知られる。

山蔭は、清和天皇の貞観十七年二月に、右近少将従四位下兼備前守で藏人頭となった(『職事補任』)。元慶元年には右大弁、備前守、右権中将であり、元慶三年に任参議と見える。三人の中で、もっとも位階が高かったわけである。角田文衛「藤原高子の生涯」(『王朝の映像』)に、「智泉、積善の兄弟は、高子と何等かの関係があったものと見える。」(147頁)と説明されてゐる。

一なほ、「陽成院のすけの御」が、陽成上皇の御息所ではなく、陽成天皇の後宮に侍仕する単なる女官であったかも知れないとすれば、その場合には、むしろ、陽成上皇の御息所であった「元良親王母主殿頭遂長女」の大伯叔父に当る、前記山蔭兄弟の肥後介智泉か、美濃介時長のいづれかのむすめが、「——介の御」として、主殿頭遂長女御息所に侍仕してゐた、といふやうに考へることもできよう。つまり、「——の御」が果して、単なる女官ではなく、君寵を蒙った御息所の意を積極的に担ふものかどうかといふことである。臆測を逞しうするならば、その解決点を示すものこそ、「陽成院のすけの御」の相手が、「まゝちゝの少将」と呼ばれてゐるところに求められると思ふのである。

「まゝちゝの少将」が誰であるかは全く判らないが、「まゝちゝ」を継父の意に解するならば、それは誰にとつての継父なのかといふ点が問題であらう。「陽成院のすけの御」と「まゝちゝの少将」の話柄に続いて、第十七段に次のやうに所見する。

故式部卿の宮の出羽の御にまゝちゝの少将のすみけるを、はなれてのち、女すすきに文をつけてやりたりければ、少将、秋風になびく尾花はむかしよりたもとに似てぞこひしかりける  
出羽の御、返し、

たもとともしのはざらまし秋風になびく尾花のおどろかさずは

この第十七段が、かりに第十六段の存在に惹かれて後から挿入されたと仮定すれば、第十七段の「まゝちゝの少将」と、第十六段の「まゝちゝの少将」は同一人で、或る特定個人を指掌する呼称であることは言ふまでもない。単なる可能性としては、「陽成院のすけの御」と、「故式部卿の宮の出羽の御」とのそれぞれの継父に当る人物が、ともに少将であつて、その偶然の一致といふ興趣から、第十六段と第十七段とが隣り合ふことになつたと見られないこともないが、やはり、別々の話で同様に「まゝちゝの少将」と呼ばれた人物は、同一人であると思ふ方が自然な解釈といふものであらう。そこで、「まゝちゝの少将」は「陽成院のすけの御」との関係において継父である少将の意であつたと仮定しよう。

「陽成院のすけの御」は、主殿助といふ下級官人のむすめであり、継父があつたと仮定しても、その継父が、人々から「まゝちゝの少将」と呼ばれるだけで、それと判るほど有名な人物であつたと考へ難い。「陽成院のすけの御」は、陽成天皇の皇子元良親王の生母であつた。その女性が、のちに、陽成天皇でない人物と結婚したと仮定すれば、所生の皇子である元良親王は継父を持つことになるのではないか。「まゝちゝの少将」とは、天皇を父に持つ親王が、継父を持つことになつた、その継父が、たかだか近衛の少将に過ぎなかつたことを、有名な元良親王の継父となる羽目となつた少将のことを、幾分の揶揄を籠めて表現した呼称ではなかつたらうか。

柿本奨「大和物語雑考(一)」(『大阪大学教養部研究集録』22)に、「○小野絃風」と題して、第十六段の「まゝちゝの少将」を小野絃風に擬する所伝について取り上げてある。「まゝちゝの少将」を小野絃風に擬する古注がまづあり、今井源衛「大和物語評釈」(『国文学』)において、「根拠不分明」として退けられてゐることを当然としながら、その「否定の論拠」を否定するものとなつてゐる。その結果、「まゝちゝの少将」を小野絃風に擬するのは「根拠不分明」ではあるものの、強いて否定すべき要素もない、といふことになつたのである。そもそも、古

注が小野絃風に擬した所以が、「はるの野ははるけながらも」といふ歌詞と、小野春風といふ命名の謎解きに近い趣があるので、小野絃風にこだはるのはどうかとも思はれるが、「陽成院のすけの御」が、元良・元平両親王を儲けたあと、某少将と再縁したと想像する本項において、某少将の手がかりはこれしかないので、一応、小野絃風を洗ってみようと思ふ。

『古今和歌集目錄』によれば、小野絃風は寛平二年正月廿八日に右近少将となった。昌泰元年叙正五位下とあり、少なくとも昌泰元年まで少将であったことが知られる。『大日本史料』の昌泰二年には、定方、源嗣、源忠相、良岑衆樹が少将であった記名が見出されるので、小野絃風は昌泰二年には他に転じたと思はれる。

元良親王は寛平二年の生誕であるが、元平親王については明らかでない。寛平二年からあまり距ってゐないものとすれば、元平親王の生まれあとで、主殿頭遂長女が小野絃風と再縁した時、絃風が少将であったといふ事件は一応満たされると言つてよいであらう。

次に、第十七段の「故式部卿の宮の出羽の御」と「まゝちゝの少将」との関係について考へてみよう。「故式部卿の宮の出羽の御」は、「故式部卿の宮」の院宮に侍仕する「出羽の御」の意に解すべきである。「陽成院」が陽成上皇を指呼する場合もあれば、「二条院」の別名を持つ「陽成院」といふ院宮を指掌する場合もあるやうに、「式部卿の宮」もまた、式部卿親王を指すことも、親王の院宮を指すこともあるのである。『貞信公記』延長三年三月一日の条に、

一日、参、有申文、橘中将告法皇許賜故式部卿宮之由、(97頁)

と所見する。右は、「故式部卿宮」すなはち、貞保親王の院宮であった第宅(華山院)を、宇多法皇が忠平に下

賜するといふ許可を、橘中将公頼が伝達したことを表す。同様に、『大和物語』第十七段の場合も、「故式部卿の宮」といふ呼称で指されてゐる敦慶親王の院宮に、「出羽の御」が侍仕してゐた事情を表すものである。

ところで、敦慶親王は、『大和物語』第七十二段に

同じ宮、おはしましける時、亭子院にすみたまひけり。

と物語られてゐる。敦慶親王は、温子所生の均子内親王を室としてゐた。温子の里第が「亭子院」であり、均子内親王が「亭子院」を伝領してをり、したがって、均子内親王と敦慶親王との婚姻の場となつたのが「亭子院」であることは、諸般の事情から推察するに難くない。つまり、「故式部卿の宮」に侍仕する「出羽の御」とは、「亭子院」に侍仕する「出羽の御」と言ひ換へてよいのである。さうは言つても、「亭子院」といふ第宅名があるにもかかはらず、「故式部卿の宮」と表現されてゐるからには、「出羽の御」が「亭子院」に出仕するやうになつたのは、敦慶親王が「亭子院」に居住するやうになつた時期とほぼ重なつてゐるといふことなのであらうか。

敦慶親王は延長八年に四十四歳で薨逝してゐるので、仁和三年の生誕である。均子内親王は延喜十年に廿一歳で薨逝したので、寛平二年の生誕である。二人の結婚は、早ければ昌泰、延喜の交と見ることが不可能ではないであらう。

さうすると、第十七段の「出羽の御」は、昌泰、延喜の交に「亭子院」に侍仕してゐたことになるであらう。第十六段の「まゝちゝの少将」を小野絃風と仮定してみたが、小野絃風は、昌泰二年には少将を去つてゐる。とはいへ、一旦、「まゝちゝの少将」と呼ばれたあと、さう遠くない時期ならば、依然として少将の名で呼ばれたとしても不思議はないであらう。つまり、小野絃風と「出羽の御」との関係を昌泰、延喜の交と見ること、小野絃風が依然として、「まゝちゝの少将」と呼ばれたことなどを積極的に否定する要素はないやうである。

それはともあれ、「出羽の御」が「亭子院」に侍仕してゐるといふことは、彼女がもと内裏女房であり、宇多天皇の遜位によって、温子に従ひ、内裏を出たものであらうとの推測を可能にするであらう。「亭子院」は温子の所領であり、皇太夫人温子の里第であることにより、宇多天皇の後院の一つでもあつたのである。『大和物語』における「故式部卿の宮」と呼称される「亭子院」は、他の親王の院宮や貴族の第宅とは一線を劃するものであることが弁へられなければならない。

### すけの御

「陽成院のすけの御」は、おりゐのみかどである陽成上皇の後宮の一員である「すけの御」を指掌する女官名称である。彼女が、「陽成院のすけの御」と呼ばれたのは、今上の後宮にも、「すけの御」と指呼される女官が存在した事情を裏書きしてゐるだらう。単なる「すけの御」では、当該女官に的確に到達できないゆゑにこそ、「陽成院の」といふ限定詞が冠せられることになつたのである。それでは、本来の「すけの御」とは誰であらうか。

『大日本史料』第一編の八、天慶五年七月五日の源允明薨去の条に所引の〔皇胤系図〕に、次のやうに所見してゐる。

醍醐天皇——源允明 母左兵衛佐源敏相女

醍醐皇子源允明は延喜二十年十二月廿八日に源姓を賜り、承平四年十二月廿七日元服を加へられた。『吏部王記』承平四年十二月廿七日の条に左のやうに所見する。

允明源氏於中務卿親王家加冠、年十六、外戚无相劳者、无便成礼、仍余前事申卿君、甚憐之、(73頁)

承平四年に十六歳で元服した源允明は、延喜十九年の生誕である。時に左兵衛佐源敏相女が、「すけの御」と呼

ばれたであらうと考へることに不都合はない。左兵衛督は、延喜九年から仲平であった。

『大日本史料』第一編の一、寛平元年四月十九日の条に掲出の〔小野宮年中行事〕に、

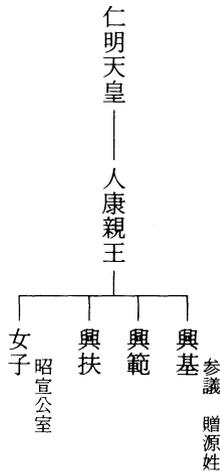
十二日賭射、

寛平元年三月乙卯御記云、……………今日朕起舞者蓋其比也云々、小舎人源敏相。○人康親王ノ孫、興基王ノ子、

舞骨可称、仍賜之祿、又太政大臣息忠平、齡始十歳、為納曾利舞、……………(19頁)

と所見する。

『尊卑分脈』(三の25頁)に



と記載されてゐる。源敏相は源興基の男で、基経室となつて、時平、忠平等を儲けた人康親王女の甥に当る出自を有する。その事跡を辿ると次のやうになる。

『大日本史料』第一編の二、昌泰元年十月二十日の条に掲出の〔伏見宮御記録〕に

昌泰元年歲次戊午十月廿日鏡狩記

左方……………番子左近衛少将藤原朝臣滋実

中宮職亮藤原朝臣恒尚

中宮職大進源朝臣敏相

右兵衛権佐良岑朝臣衆樹

……

右方……番子左兵衛佐源朝臣忠相

右兵衛佐平朝臣惟世

右近衛権少将源朝臣嗣

備前権介藤原朝臣春仁

武蔵介藤原朝臣惟岳

……

と所見する。

『政事要略』<sup>(41)</sup>に

(延喜元年正月) 廿五日坐事、左遷大宰権帥五十八、

……三河掾大春日晴蔭、右大史、遠江権掾勝諸<sup>藤</sup>明、駿河権介菅原景行、式部大丞、飛驒権掾菅原景茂、右衛門

尉、能登権掾源敏、但馬権守源敏相、左兵衛佐、伯耆権目山口高利、右馬属、出雲権守源善、右近中将、美作守

和葉貞世、少納言、長門権掾良岑貞成、阿波権守源兼利、前摂津守、土左介菅原高視、大学頭、昌泰四年正月廿

七日左降除目、(799頁)

と所見する。源敏相が菅原道真左遷に連坐してゐたことが知られよう。当時、左兵衛佐であつたが、延喜十年に

も、同十五年にもそのままに留まっております。

『西宮記』巻六（裏書）に

延喜十年十一月廿三日云々、使等遷参、賜飲食如初、次召群臣於庭燎前、依次令奏神哥、左兵衛佐敏相為人長、哥（了）奏神楽如常、宴了給禄云々、（247頁）

『日本紀略』延喜十五年十一月廿一日の条に、

廿一日丁丑。停<sub>ニ</sub>五節無姫。依<sub>ニ</sub>左兵衛佐源敏相曹司死穢<sub>一</sub>也。（19頁）<sup>（女）</sup>

と所見してゐる。

延喜元年から十五年頃まで、ないし、源允明の生誕年の延喜十九年頃まで、左兵衛佐源敏相のむすめが、醍醐天皇の後宮において、「すけの御」と呼ばれた御息所であったと想定される。（続く）

## 注

- (1) 『西宮記』（増訂故実叢書）37・40、昭和6・2、10、吉川弘文館刊。
- (2) 東京大学史料編纂所編『大日本史料』昭和43・4（覆刻版）、東京大学出版会刊。
- (3) 『後撰集』（校註国歌大系）3、昭和2・12、国民図書刊。
- (4) 『公卿補任』（新訂増補国史大系）53、昭和39（完成記念版）、吉川弘文館刊。以下本稿における『国史大系』所収本はすべて同版による。
- (5) 『尊卑分脈』（新訂増補国史大系）58（60）
- (6) 『真信公記』（大日本古記録）昭和31・3、岩波書店刊。
- (7) 『吏部王記』（史料纂集）昭和55・7、続群書類従完成会刊
- (8) 『本朝世紀』（新訂増補国史大系）9
- (9) 『拾遺集』（校註国歌大系）3、昭和2・12、国民図書刊。

- (10) 『新訂官職要解』（『講談社学術文庫』）昭和60・2、講談社刊。  
 『故事類苑』「神祇部」二十三大嘗祭六に、次のやうに所見する。  
 天皇即位ノ後、使ヲ摂津国難波津ニ遣シテ、住吉神、大依羅神、海神、垂水神、住道神ヲ祭り、天皇ノ御衣ヲ納レタル宮ヲ揺動シテ禊ヲ修シ、祭り訖リテ後祭物ヲ海ニ投ズ、是ヲ八十嶋祭ト云フ、……祭使以下淀ヨリ舟ニ乗ジテ難波ニ到ル、宮主アリ、御巫アリ、琴師アリ、神祇官及ビ内蔵寮ノ官人等之ニ従ヒ、一行ノ人数甚多ク、殊ニ典侍ハ天皇ノ御衣ヲ奉ジ、祭使タルヲ以テ、車副ハ為ニ驚躍ヲ称シ、其親近縁者ノ相共ニ下向スルモノ多ク、発途帰京共ニ、送迎極メテ盛ナリ、(166頁)
- (11) 『公忠集』（『校註国歌大系』12）昭和4・5、国民図書刊。  
 『拾芥抄』（『増訂故実叢書』11）昭和3・11、吉川弘文館刊。  
 『古今著聞集』（『日本古典文学大系』84）昭和41・3、岩波書店刊。  
 『昌泰元年歳次戊午十月二十日競狩記』『大日本史料』一の二、同日条掲出。  
 『日本紀略』（『新訂増補国史大系』11）
- (16) 『新訂女官通解』（『講談社学術文庫』670）昭和60・2、講談社刊。  
 『江史部集』（『群書類従』文筆部）明治26・11、経済雑誌社刊。  
 平安文学輪読会編『一条摂政御集注釈』昭和42・11、塙書房刊。  
 『高光集』（『校註国歌大系』12）昭和4・5、国民図書刊。  
 『一代要記』（『改定史籍集覧』通記類）明治33・12、近藤活版所刊。  
 『著作集』は『角田文衛著作集』昭和59・5・61・6、法蔵館刊。
- (22) 秋谷朴編著『新訂土佐日記』（『日本古典全書』）昭和44・3、朝日新聞社刊。  
 『本朝皇胤紹運録』（『新校群書類従』系譜部卷六十）昭和5・5、内外書籍刊。  
 『日本三代実録』（『新訂増補国史大系』4）
- (25) 角田文衛著『王朝の映像』昭和45・8、東京堂出版刊。  
 『古今和歌集』（『日本古典文学大系』8）昭和33・3、岩波書店刊。  
 『新修作者部類』（『校註国歌大系』23）昭和5・12、国民図書刊。  
 『古今和歌集目録』（『新校群書類従』和歌部卷二八五）昭和4・11、内外書籍刊。  
 竹岡正夫著『古今和歌集全注釈』

- (30) 『統群書類従』系図 明治34、大正1 経済雑誌社刊。
- (31) 兩海博洋・山崎正伸・鈴木佳與子共著『大和物語の人々』(『笠間選書』116) 昭和54・3、笠間書院刊。
- (32) 拙稿『大和物語』の婚姻と第宅』(『図書館学研究報告』17、18、昭和59・12、60・12。
- (33) 『伊勢集』(『校註国歌大系』12) 昭和4・5、国民図書刊。
- (34) 拙著『多武峰少将物語の様式』(昭和62・12、風間書房刊)「第五章第三節」に掲載。
- (35) 拙稿 注32論文。
- (36) 他にこの頃の、任武藏守については左のやうな史料がある。  
『大日本史料』第一編の四、延喜十七年正月廿九日の条に掲出の〔類聚符宣抄〕に  
正五位下行武藏守藤原朝臣高風 元常陸介、  
右從三位守大納言兼右近衛大將行皇太子傳藤原朝臣道明宣、奉勅、件人宜不待本任放還、且請印任符者、  
延喜十七年四月十一日 大外記小野美実奉(892頁)
- 『古今和歌集目録』に  
高向利春 延喜十八年二月廿九日任武藏守、院分給  
とある。
- (37) 『十訓抄』(『新訂増補国史大系』18)
- (38) 『続後撰集』(『校註国歌大系』5) 昭和3・5、国民図書刊。
- (39) 柿本奨『大和物語雑考(一)』(『大阪大学教養部研究集録』22) 昭和49・3
- (40) 『大日本史料』第一編の二、昌泰二年二月廿七日の条、道真上表  
三月四日重上表同日以中使右少将源嗣被返  
四月二日 良峯衆樹右少将  
十月八日の条、長意任座主  
〔華頂要略〕 勅使左近少将源忠相  
延喜九年の条 定方寛平九七五 右少将  
『大日本史料』第一編の二、寛平七年四月廿一日の保則薨去の条に掲出の〔藤原保則伝〕に、保則が秋田における蝦夷  
の反乱に功績のあったことが見え、その中に小野春風の名前がある。

(41) 前左近将監小野春風、累代将家、驍勇超人、……擢春風為鎮守將軍從五位下、(226頁)  
右は、『日本三代実録』元慶二年六月八日の条に、左のやうに所見するところである。  
散位從五位下小野朝臣春風為鎮守將軍。詔令、春風与陸奥權介從五位下坂上大宿弥好蔭、星火進發。先入陸奥。  
各將精兵五百人。奔赴救之。賜春風好蔭甲冑各一具。(430頁)  
『政事要略』(『新訂増補国史大系』28)